

## 平成 27 年 予算審査特別委員会

- 1 開催期日 平成 27 年 3 月 6 日（金） 午前 09 時 59 分から午後 3 時 50 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 立崎委員長、佐藤副委員長  
中野委員、永井委員、板垣委員、谷浦委員、橋本委員、野村委員、  
鈴木委員、田辺委員、武田委員、畠山委員、中田委員、國枝委員、  
滝 委員、藤田委員、大迫委員、木村委員、尾崎委員、川崎委員
- 4 欠席委員 西田委員
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者
- |         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 市民環境部長  | 塚 崎 俊 典 | 保健福祉部長   | 木 下 信 司 |
| 保健福祉部次長 | 徳 村 政 昭 | 市民課長     | 榎 本 明 嘉 |
| 大曲出張所長  | 三 上 勤 也 | 環境課長     | 高 橋 直 樹 |
| 福祉課長    | 木 下 隆 司 | 高齢者支援課長  | 小 林 雅 人 |
| 健康推進課長  | 及 川 幸 紀 | 国保医療課長   | 土 山 律 子 |
| 児童家庭課長  | 福 島 政 則 | 子育て担当主幹  | 織 田 波 香 |
| すみれ保育園長 | 加 藤 真 弓 | すずらん保育園長 | 塚 崎 智 美 |
| 稲穂保育園長  | 大 内 文 子 |          |         |
- 
- |               |         |             |         |
|---------------|---------|-------------|---------|
| 予算担当主査        | 佐 藤 亮   | 戸籍住民担当主査    | 永 坂 隆 之 |
| 国民年金担当主査      | 大 原 秀 紀 | 広聴・市民生活担当主査 | 梅 木 忠   |
| 交通安全・公共交通担当主査 | 近 藤 将 雄 | 環境政策担当主査    | 阿 部 泰 洋 |
| 環境保全担当主査      | 中 田 貴 文 | 衛生・霊園担当主査   | 志 村 敦   |
| 廃棄物計画担当主査     | 米 村 恒   | 廃棄物管理担当主査   | 柴 清 文   |
| 福祉庶務担当主査      | 林 睦 晃   | 障がい福祉担当主査   | 川 又 洋 火 |
| 障がい相談担当主査     | 柄 澤 尚 江 | 生活保護担当主査    | 大 坂 善 章 |
| 高齢者福祉担当主査     | 川 口 芳 幸 | 高齢者相談担当主査   | 野 切 径 代 |
| 健康推進担当主査      | 上 森 秀 樹 | 保健指導担当主査    | 影 久 真 美 |
| 医療給付担当主査      | 三 澤 聖 子 | 保育担当主査      | 鈴 木 靖 彦 |
| 学童担当主査        | 高 橋 陽 子 | 次世代育成担当主査   | 富 田 英 禎 |

発達支援担当主査 濱 田 真 吾

福祉課主任 木村洋一郎 健康推進課主事 十河亮太

7 事務局 事務局次長 石丸訓行 書記 佐々木貴啓  
書記 高橋武士 書記 永澤るみ子

8 傍聴者 なし

9 案件 議案第 17 号 平成 27 年度北広島市一般会計予算  
議案第 18 号 平成 27 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第 19 号 平成 27 年度北広島市下水道事業特別会計予算  
議案第 20 号 平成 27 年度北広島市霊園事業特別会計予算  
議案第 21 号 平成 27 年度北広島市介護保険特別会計予算  
議案第 22 号 平成 27 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 23 号 平成 27 年度北広島市水道事業会計予算

議事の経過

**立崎委員長**

おはようございます。

開会前にお知らせいたします。西田裕司委員から体調不良のため、本日の委員会を欠席する旨届け出がありました。

ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

延会前に引き続き、一般会計予算の歳出の質疑を行います。

それでは総務費のうち、総務管理費の出張所費、企画費のコミュニティ施設管理費、交通対策費、市民生活費のうち男女共同参画推進事業及び市民協働推進事業のうち、市民協働推進事業、並びに市民参加推進事業を除く市民生活費、エルフィンパーク運営費、広聴費、戸籍住民基本台帳費及び民生費の国民年金費の質疑を行います。

質疑のある方。武田委員。

**武田委員**

それでは市民生活費に関係する 3 項目についてお伺いいたします。まず予算書 73 ページ、政策経費事業一覧 39 ページの生活バス路線確保対策事業についてお伺いいたします。昨年度もお聞きしましたが、この事業は北広島団地内の路線バスに対する便数の確保対策事業

で、昨年の答弁では減便しないために不採算分を市と中央バスが折半して負担するもので、その額が 250 万円の補助金であると説明されてきました。この補助金の交付の経過を少し考えながら質問に入っていくわけですが、2010 年に赤字で採算がとれないとの理由から平日ダイヤを 160 便から 28 便減便して 132 便に、土日のダイヤを 122 便から 3 便減便して 119 便とし、全体で 18%の減便率となりました。そのわずか 2 年足らずの 2012 年に再び赤字対策として再度、平日の 132 便を 13 便減便し、土日祭日は 9 便を減便したいとの要請がありまして、これ以上の減便は市民生活に影響があるとの政治判断から、赤字額の半分である 250 万円を補助金として交付することで、現状の便数の確保となっているものであります。前置きが少し長くなりましたが、これらの内容を踏まえてお伺いいたします。1 点目として、このたびの補助金 400 万円は現状便数を削減しないために 150 万円を増額するものであると理解をしていますが、もし補助金額を増額しないとしたら、現状便数から何便の減便となるか、もしその便数を減便した場合には市民生活への影響についてどのように考えられて、このたびの補助金の増額判断となったのかをまずお伺いいたします。2 点目として、このたびの補助金の増額判断はやむを得ない判断であると理解をしますが、今後一層の利用者減少に対する赤字が続く場合、再度補助金の増額要請が考えられますが、今後においては減便対応もやむを得ない判断にならざるを得ないと考えますが、このことについてはどのように考えておられるのか、見解をお伺いいたします。

続きまして 2 点目ですけれども、予算書 75 ページ、政策経費事業一覧 30 ページの防犯活動支援事業についてお伺いいたします。この事業は市内各地で活動されている防犯団体の活動支援に対する交付金であると理解をしていますが、毎年予算額がほぼ同額の 63 万円ほどです。平成 24 年度の予算委員会の答弁において、市内で活動されている青色回転灯装着車にもこの交付金を交付していると答弁されております。そこで伺いますが、市内には青色回転灯装着車は何台活動されていて、1 台当たりの金額はいくら交付されているのか、お伺いをします。また平成 24 年度にもお伺いしましたが、ボランティア活動ではありますが、ガソリン価格の高値状態が続いております。今、答弁すると思っておりますけれども、多分、その答弁内容ではなかなか不足があるのではないかと。増額する考えはないのか。このことについてもご答弁、見解をお願いいたします。

3 点目、最後の質問になりますけれども、予算書 75 ページ、政策経費事業一覧 30 ページの街路灯整備支援事業についてお伺いいたします。まず 1 点目として、この事業は町内会、自治会が維持管理している街路灯に対する補助事業で、補助項目は設置費補助、電気料金補助、修繕費補助の 3 項目であると認識をしておりますが、27 年度の予算額 3,626 万 4 千円の補助項目別予算金額の内訳について、お伺いいたします。2 点目として、市内の 129 の町内会、自治会が街路灯を管理しており、その管理灯数は 6100 灯であると伺っておりますが、平成 24 年度から LED 街路灯設置の補助金が 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げられたことにより、設置交換が進んでいると推測をしておりますが、27 年度の予算灯数を加えると設置灯数は何灯になり、設置率は何%になるのかをお伺いいたします。3 点目ですが、補助

率が 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げられたことにより、設置交換が進んでいますが、北広島市は昭和 40 年代から 50 年代に造成された団地が多く、街路灯は全市的に老朽化が進んでいます。今年度より町内会、自治会に交付する補助金が 1 世帯当たり 100 円増額されましたが、町内会、自治会では限られた予算の中でやり繰りをしながら街路灯を設置していますが、昨年 11 月より電気料金が再値上げされ、街路灯の維持管理費、費用の負担で四苦八苦しております。これらの内容から LED 街路灯の設置補助率の再度検討や電気料金の補助率のアップなど抜本的な検討ができないのか伺いたします。以上 3 項目について伺いたします。

#### **立崎委員長**

近藤主査。

#### **近藤交通安全・公共交通担当主査**

大きな項目の 1 点目としてございました、生活バス路線についてお答えさせていただきます。その中のまず 1 点目についてですが、減便数についてということですが、今回の補助金の上限額変更にあたる協議の中では、事業者のほうからは変更しなかった場合には早急に減便に着手しなければならないというお話をいただいておりますが、具体的な減便数や路線につきましては示されておりません。ただ、バス事業者の話によりますと、赤字解消のための減便につきましては、利用の少ない便のみを削るといった考え方ではなく、バスの台数また乗務員の人数を削減するといったことで、減便を行うと伺っております。このようなことから減便となった場合についての市民生活への影響につきましては、まず日常生活において通勤、通学、買い物、通院などの移動手段として現在使われている方が、これまで利用されていた時間帯には使えなくなってしまうということが一つ考えられるかと思えます。また減便につきましては、台数や乗務員の人数を削減するということですので、当然現在の利用が多い、便を厚くしている時間帯、特に朝、夕方ですが、その時間帯についても便数の影響がかなり出てくるものと考えております。市としましては、利用者の利便性の確保また、減便の影響によるさらなる利用者の減少を阻止するために、減便を回避することが重要であると考えますことから、今回の補助金の増額の判断に至ったものでございます。以上でございます。

#### **立崎委員長**

榎本市民課長。

#### **榎本市民課長**

2 点目の今後の減便等への考え方についてご説明申し上げます。北広島団地線については、平成 22 年から 25 年度の 3 年間でありますが、約 2 万人程度の利用減少となっております。

団塊の世代の大量退職、またはそれらの方の通勤利用者の減少及び少子化による通学利用者の減少が大きな要因となっていると考えております。現在の団地路線の利用状況を見ますと、このような利用者の変化によって、便によっては数名しか利用されていない便もありますが、今後の可能性として、高齢化が進み、今現在マイカーを利用されている方が免許返上などをして、日常生活でバスを利用される方が増える要素もあるのかなと考えております。このようなことから、現在の路線の時間帯や経路などが、利用の実態に合っていないような状況は確かにあるかと考えております。今後については、減便や補助金の増額というようなことだけではたぶん対応できないだろうと考えておりました、市民の利用実態に合った時間帯や経路など路線自体の見直しも視野に入れて、市の交通対策全体を検討していかなければならない時期に来ているのではないかと考えております。以上であります。

#### 立崎委員長

梅木主査。

#### 梅木広聴・市民生活担当主査

防犯活動支援事業の中の 1 点目であります、青パト隊の台数等についてですが、平成 26 年度は 43 台が登録されていまして、北広島市防犯協会連合会から 1 台当たり 5 千円を交付しております。それから 2 点目の青パト隊に対する支援の増額等についてですが、青パト隊の中には活動費をもらうことによってパトロールをしなければならないといった義務意識といいますか、そういうものが発生してくるので重荷になると。「もっと自分は自由に、できる時間帯にパトロールしたい」という意見もいただいております。それから活動費に見合った補助額とした場合には、例えば週に 1 回パトロールをして下さいとか、またはどここの地区をパトロールして下さいとかそういったお願いをすることも多くなると考えられますことから、本来の自発的な活動に支障をきたし、青パト隊の皆様にはかえって負担になるということが懸念されます。このようなことから市としましては買い物ついでなど、パトロール自体が負担にならない範囲で協力をお願いしたいと考えておりますことから、今のところ、青パト隊に対する補助の増額は考えておりません。ただ増額はできないですけども、27 年度から青パト隊の回転灯、車に貼るマグネットシール、防犯啓発用ののぼり旗、ポール等の資器材の支援を強化してまいりたいと考えております。

次に街路灯整備支援事業についての質問がありました。1 点目の街路灯整備支援事業の内訳につきましては、街路灯設置費の補助金として 1,903 万 6 千円、次に街路灯の維持費、電気料に対する補助金として 1,692 万 5 千円、それから街路灯の修繕費に掛かる補助金としまして 30 万 3 千円となっております。2 点目の LED の数と LED 化率についてでありますけども、平成 27 年度末で 3,740 灯が LED に切り替わる予定となっております。それで LED 化率は約 61%となると見込んでおります。3 点目の LED 設置補助と電気料金の補助についてですけれども、LED 街路灯設置補助につきましては、平成 22 年当時 LED が水銀灯に比べ

て相当高価であったということから、2分の1から3分の2の補助に引き上げさせていただきましたが、現在は価格も設置費込みで3万円程度に落ち着いているということで、水銀灯と同程度の値段となっております。ただ町内会によってはまだLED化が進んでいないところもありますし、またLED化が電気料金の負担軽減やCO<sub>2</sub>の削減につながりますことから、今後も現在の補助率でLED化を推進してまいりたいと考えております。

それから街路灯に掛かる電気料金の補助についてですが、北広島市街路灯補助交付要綱によりまして、北電の請求額が補助基準額、町内会の世帯数2千円を超える場合については、その超えた分を全額そのまま町内会に補助金として、市は加算を行っております。そのようなことから、例えば値上げ等があって電気料金の請求額が過大になったとしても、町内会が負担する上限は、先ほど言いました補助基準額の2分の1ということで1世帯当たり1,000円、それが上限という内容になっております。このことから、今のところ補助率の見直しは考えていないということでございます。以上でございます。

#### 立崎委員長

武田委員。

#### 武田委員

答弁ありがとうございます。今の答弁の内容を踏まえて、これは再質問ではございませんけれども、この3項目について私なりの要望を述べて終わりたいと思っております。まず1点目の生活バス路線対策事業についてですが、一昨日の公明党の木村議員の代表質問における地域交通対策問題の答弁において、現在市民環境部で担当している北広島団地内の路線バス便数確保対策事業などの地域交通対策問題について、来年27年度から企画財政部で総合的に検討すると、そのための所管換えをすると答弁されました。今後おおいに、北広島全体としていろんな角度から各地域の交通状況を把握していただいて、一層検討していただければと思っております。これはこれということやっていただきたいと思いません。

2点目の防犯活動の支援の関係ですが、これも要望ということですのですべて受けとめていただきたいと思いますが、昨年北海道新聞に、道内の青色回転灯装着車による活動内容の記事が掲載されておりました。広い道内では13年度末現在で3,394台の青色回転灯装着車が、地域の安全安心を守るため行動されていると報道されておりました。当然使用する自動車や取り付け回転灯、ガソリン代などの経費は自分持ちであることから、最初は皆さんこぞって付けたいのですが、後継者が頭打ちになっているという報道内容でした。このことからわかるように、当市においてもこのような傾向が顕著に表れていることから、ボランティア活動ではありますが、今後防犯効果が大きい青色回転灯装着車の防犯活動の実態をいろいろと検討されまして、交付金の総額等々についても、先ほど装備品は今年度から市で負担をするというような内容でしたので、一歩前進したなと解釈いたしますけれども、

今後においてもボランティアとはいえ、これだけガソリン等々が高騰している内容を考えますと、やはり何らかの支援を少しでもお願いをしたいなと思います。このような内容を申し上げまして、防犯活動支援事業に対する質問は終わりということでもよろしく願いいたします。

最後の街路灯整備支援事業について、電気料の関係を主に考えた内容でお尋ねしたわけですが、これ以上の内容については現状の形の中で市民課としては答弁できないのかなという気はいたしまして、わたくし予算の総括でこの電気料について、北広島全体としてやっていきたいなと思ってはいるのですが、これは今のこの段階での要望として受けとめていただきたいのですが、昨年 11 月の電気料金の再値上げにより、街路灯を管理している町内会、自治会は町内会費を上げるわけにもいかず苦慮しています。これは北広島の実態というよりも、全道的な考え方でございますが、これも実際に新聞でも報道されておりました。電気料金の削減を図るために LED 街路等に対する市の補助金を活用して、町内会は 1 灯でも多くと更新しておりますけれども、電気料金の再値上げが追い討ちをかける現状です。恵庭市や帯広市などでは、市の全面的予算で LED 街路灯に更新をしております。また札幌市では、今現在もまだ町内会が管理している街路灯が 2 万 5 千灯ありますけれども、順次負担をかけないという形で、市へ移管を進めております。このような実態を真摯に調査、研究されて、少しでも市民負担を減らす形で考えていただきたいと。これも要望ということでよろしく願いいたします。電気料金の細部については、また総括あたりで質問をしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。以上で私の質問を終わります。

#### 立崎委員長

他にございませんか。大迫委員。

#### 大迫委員

何点が質問させていただきます。まず 59 ページの西の里出張所についてですけれども、西の里出張所前に郵便ポストが設置されました。その設置された郵便ポスト、大変に地域住民の方が要望して設置されまして喜んではいれるのですが、その郵便ポストが付いている場所というのが出入口のスロープというか坂道になっているところであって、コンクリートの塀みたいなものを越えて投函するという状況になっておりまして、西の里出張所付近には体の不自由な方、特に車いすの方が多くおります。坂の上り始めのところにあるのですが、車いすであれば少し使いづらいという声が出ております。出張所の方が市役所にも何とかできないのかという要望を出したという話を聞いてはいるのですが、場所はいいですが、向きを変えてくれないかということを言われておりますので、それが可能なかどうか、要望を聞いているのかどうかを教えてくださいたいと思います。

75 ページの防犯活動支援について、先ほど武田委員のご質問の答弁もありましたが、防犯活動に装備品の支援とありましたが、支援というのはどのような支援、金額面でいくと

全額支援なのか半額なのか、物だけの支援なのか、その辺を教えてくださいと思います。

エルフィンパークの活用事業ですけれども、当市としても観光という面で力を入れておりました、市外の方また海外の方がいろいろと来ております。そういう方たちのためにエルフィンパークに Wi-Fi などを設置できないのかどうなのか。そんなに高い金額ではないと思いますけれども、設置をすることによって海外の方であれば Wi-Fi スポットでないと通話や通知ができない、また iPad とかパソコンでも Wi-Fi があれば無料で検索ができるという状況もありますので、そういうところに力を入れるべきではないかと思いますけれども、その辺がどうなのか、3 点お聞きいたします。

#### **立崎委員長**

塚崎市民環境部長。

#### **塚崎市民環境部長**

まず 1 点目の西の里出張所のポストの位置の件ですけれども、そういった要望があるということは、申し訳ないのですが今初めてお伺いしました。それで実際に設置したのは、市ではなくて郵政だと思しますので、そちらに向きの変更が可能なのかどうかということは、今後問い合わせ等をしていきたいと考えております。以上です。

#### **立崎委員長**

梅木主査。

#### **梅木広聴・市民生活担当主査**

2 点目の防犯活動資機材の支援でございますけれども、これは物で支援するというところでございます。物というのは先ほど武田委員のときに答弁させていただいた、青色回転灯やマグネットシート、啓発用ののぼり旗、ポール等でございます。ジャンパー等ももちろんございますけれども、そういった資機材で支援をすることとしております。以上です。

#### **立崎委員長**

榎本課長。

#### **榎本市民課長**

エルフィンパークに Wi-Fi の設置ができないかということについて、私どもの管理する交流広場と道路としての利用部分もございますので、土木事務所等と設置に向けた検討を行ってみたいと考えております。ただ比較的広いエリアですので、Wi-Fi の設置が何機かなどという部分も出てくるかと思しますので、勉強させていただいて検討したいと考えてお



ります。以上です。

**立崎委員長**

大迫委員。

**大迫委員**

西の里出張所のポストについては市からも要望していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

防犯活動の支援についてですけれども、物であれば、私が所属している青パト隊もステッカーを更新しようかという話をしていたのでありがたいことですが、それぞれの青パト隊のところに、何とか防犯協会ですとかそれぞれの地区の名前が入っていたと思うのですが、それはなくなって市で統一したステッカーになるということなのでしょうか。教えていただきたいと思います。以上です。

**立崎委員長**

梅木主査。

**梅木広聴・市民生活担当主査**

青色回転灯の車に付けるシートですが、地区ごとの名入れを行う予定はございませんので、北広島市または北広島防犯協会連合会という名前を入れる予定であります。以上です。

**立崎委員長**

野村委員。

**野村委員**

それでは 2 点ほどお伺いします。72 ページの交通対策費と 75 ページの犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業という項目で、金額のことではなくて何点かお聞きして確認したいのですが、まず交通対策の部分に関していろいろやっているのはわかるのですが、団地の緑陽通のところに野球場の駐車場がありまして、そこでよく警察の方がスピード違反の取締りをやっています。それでスピード違反するのは当然いいことではなくて、それを罰するのも当然ですけれども、そもそもあそこところが 50 キロから 40 キロになっています。それまで 50 キロで走ってきて、すぐ 40 キロになるから捕まるということと、反対に駅のほうからずっと来ると、また同じく 40 キロになるのですが、駅から来ると坂なのでアクセルを踏みますよね。普通の車を運転している人は。それで結局どういうことが今起きているかという、あまり家も建っていない。そして交通量も大したことない。スピードを出しても、50 キロぐらいの所も団地の中に沢山あるわけですから、そんなに支障

がないのに、たまたまあそこは 40 キロになって、そして非常に多くの方が 55 キロとかそのくらいのスピードで捕まって、それでどうしてこんな所でやっているのだろうという声  
が実際にあります。そういう声がまずこちらに上がっているのかどうかということと、そ  
もそもあそこで事故が起きているのかどうかということを先に聞きたいのです。そして恐  
らく 50 キロだった所を 40 キロにした理由があったと思うのですが。

次に 75 ページの安全で安心なまちづくりの、これも金額の 23 万云々というのではなく  
て、実は私この間、議会の報告会をやったときにいろいろ調べて、北広島は道央の 5 都市  
の中で一番犯罪がないという少ない都市だということがわかって、いいまちだなというこ  
とで理解はしています。ただ、いま 4 月の選挙が近くなっていろいろ回っていますと、松  
葉町の車庫通というのでしょうか、あそこでタイヤが盗まれたりとか車上荒らしというこ  
とで、家と離れていて車庫だけがあるということ狙われているということもあると思  
います。非常に増えているらしいです。それを初めて僕も聞いたものですから、その実態が  
どうなっているのかということをお聞きしたいのですが。

#### **立崎委員長**

近藤主査。

#### **近藤交通安全・公共交通担当主査**

交通対策費の緑陽通の関係でご回答させていただきます。ただいまお話がありましたと  
おり、緑陽通の運動公園の駐車場で取り締まりをやっているということで私たちも認識は  
しております。お話にありました、あそこが 50 キロから 40 キロになることについて、市  
民の方から私たちにお話が届いているということはありません。あそこで事故があるか  
ということですが、いま私の手元に昨年 1 年間の人身事故のデータ、過去 10 年に上る死亡事  
故のデータがありますが、確認しましたところ、昨年は人身事故は起きていない状況です。  
また過去 10 年さかのぼってあの辺で死亡事故があったかといいますと、私の手元の資料で  
は起きておりません。ただ例年公安委員会に対して、横断歩道や信号機の要望を毎年出し  
ておりますが、その中ではあそこは野球場やサッカー場、テニスコートがございまして、  
小学生から大人までいろいろと利用していただいている中で、駐車場から必ずあそこを渡  
って公園に向かわなければいけないということで、横断歩道を設置していただきたいとい  
う要望は前々から出ておりまして、毎年規制の要望を公安委員会に上げております。あそ  
こは 40 キロがいいのか 50 キロがいいのかという話になりますと、そういう要望も出てお  
りますので、お子さんたちのあそこの横断を考えますと、今の状況では 40 キロがいいの  
ではないかと考えております。以上でございます。

#### **立崎委員長**

塚崎部長。

**塚崎市民環境部長**

野村委員からご質問がございました、防犯の関係についてお答えさせていただきます。野村委員がおっしゃいましたように、犯罪の発生件数につきましては、22 年度以降ずっと減ってきていたのですが、先月の厚別警察署の会議に出席しましたところ、26 年度は少し増えているという報告がございました。先ほどありましたが、タイヤの窃盗、それから車上荒らしが増えてきていまして、窃盗団がどうも千歳、恵庭、北広島それから厚別区を回っているようなことで、それぞれに増えているということです。今警察でその窃盗団がどういう流れで、どう来ているかということ連携して調査し、逮捕に向かって努力しているという報告がありました。タイヤが、従前であれば車庫の中に置いておけば盗まれていなかったものが、鍵がかかってないところを開けていく、または鍵がかかっていたとしても高価な物があるとわかっていれば壊して入るという状況が続いていますので、ぜひその辺の警戒をしていただきたいということでありました。

**立崎委員長**

野村委員。

**野村委員**

最初の交通対策のところですが、過去 10 年、事故はないということですよ。そして今、横断歩道の何か要望も出ているからということで、いま橋本委員が「いや昔事故あった、事故あった。」って。それは私が知っていることは、あそこの歩道を軽自動車が進んで、そしてよさこいとか何かの子どもたちが歩いているところに突っ込んで、1 人が死んで、1 人が重体になって、それで裁判になったという事例がありました。そこにお墓というかそういうようなものをずっと、何年間か期限を設けて置いてあったということもありました。その時に「スピードを落とせ」みたいな感じのことがあったと私は記憶しています。そしてもう 1 つ、その時ちょうど問題になったのが、テニスコートのところに路上駐車ですと車が置いてあったんです。僕もたまたまその時に現場、すぐ事故のときに通りました。それであそこのところ、すごい車が駐車場に入れなくてこうなったから、子どもが出たり入ったりするのがわかりづらいということで、今あそこの所に置いたりしてもいいし、置くなとなって、それで私は何が言いたいかというと、スピードを 50 キロですずっと出しているところに、急に 40 キロになって、それで 50 キロちょっとでばんばん捕まっているわけです。しかも北広島団地の中はスピード違反をすとかそういう意識ではなくて普通に乘っているわけです、現実問題は。それで事故も起きてないわけです、現実ですね。だからそういうふうなところで、もう時間も経っているんだから、また 50 キロに戻してもいいし、そもそも本当に必要であれば、看板でもスピードダウンとかいろいろなことを、できることはすぐやればいだけのことであって、変な言い方ですが弱い者いじめじゃないかとい

う人もいます、現実問題は。だからそういうふうなことにしてもいいのかなど。ですから真剣にそのところをもう 1 回考えていただきたいなど。どういうことがいいのか答えはそちらで考えてもらいたいけれども、本当に事故が危ないなら、今言ったように看板でも何でもやらなければいけない。そしてさっき言ったように、上から下、駅から走った時に、アクセル踏むんですよ。曲がってて、しかも上り坂だから。ただそういう形状の所でわざわざ取り締まりをすること自体が、40 キロになるという所でいいのかどうなのかも含めて、検討してください。

次に、先ほどの防犯、犯罪のないというところのことで、一応最近はおそこの車庫通の所でタイヤ盗難や車上荒らしなどが増えてきたよと。それを警察と今後あそこでパトロールするとか、そういうことをしようというお話だと思うのですが、殺人事件がありましたでしょう、中学生が高校生に。あの時も結局何が決め手かという防犯ビデオというんですか、そういうのが今すごく、他のところも防犯ビデオが結果的にすごく役に立っていますよね。それで特にこういう人の住んでいない所で、しかもああいう車庫通というか、ああいうところっていうのはまさしく一番狙われやすい所ですよ。だから試験的でもいいから北広島の中も、まず一つぐらいはやってみたらどうかと思うのです。それがどこがいいのかわかりませんが、そういうこともやはり検討する時期に来たのではないかと思いますけども、部長はどのようにお考えなのか。

#### 立崎委員長

塚崎部長。

#### 塚崎市民環境部長

再質問にお答えさせていただきます。まず 1 点目のスピード違反の取り締まりをどうするかという問題については、警察署の判断になりますので、そちらに、そこで本当にやるのがどうかという疑問が出ていますよということはお伝えしていきたいと思います。それから、40 キロ規制がいいのかどうかという部分については、やはりあの事故が原因であそこのスピードが下がったということ、要するに速度を下げたということだと思います。それで今、野村委員もおっしゃいましたが、あそこを日ごろ使っている皆さんがそれでどうだったのかという部分、今は逆に取り締まりでそういうふうには捕まるから、そこを上げてもいいのではないかとご意見だと思うのですが、下げたことによってそこでの事故がなくなっている可能性もあるわけで、その辺の市民の皆さんの総意というのがどうかということをお大事にしていかなければならないのではないかと私は思いました。

それから防犯ビデオの関係でございますけれども、今まで防犯ビデオを取り付けたらどうかということで、いろいろところでご意見をいただいておりますが、防犯ビデオを取り付けることにつきましては、個人のプライバシー保護の観点からいかなるものかということとはございました。ただこういった凶悪事件が出てくる中で、防犯ビデオの活用というの

が注目されてきていますので、防犯対策のひとつとして検討はしていきたいと思っています。以上です。

**立崎委員長**

野村委員。簡潔にお願いいたします。

**野村委員**

スピードダウンしたから事故が少なくなったのではないかということで、それはいいことだということで、僕がさっき言ったのはどういうことかということ、あの交通事故が起きた原因は、逆走した、歩道を走った、本来なら歩道なんて走ることもないし、それでその時に結局携帯電話をしていて、それで落として、そういうことで歩道に上がったということでしょう。本来は歩道を走ること自体がおかしいわけで、異例だったんですよ。それが原因でああいうふうスピードダウンしたとかそういうふうなことで、本来はあそこに家が建っていませんし、50 キロなら 50 キロでいくのが普通、全然おかしくないです。本来どうなのかということを考えていただきたいということでございますので、一応付け加えておきます。

**立崎委員長**

ほかにございませんか。永井委員。

**永井委員**

それでは 1 点。75 ページ、資料 44 ページの平和推進事業について伺います。前年度よりも若干予算が減額されているのですが、こちらの理由としては平和推進事業に関わる団体なり個人なりが残念ながら減ったということでの減額なのか、お伺いします。

**立崎委員長**

梅木主査。

**梅木広聴・市民生活担当主査**

平和推進事業費についてありますけれども、今言われていました会員が少なくなったのかとかいうことでございますけれども、これは市とは全く別で、団体で平和の灯を守る市民の会というところの会員のことでありまして、この予算の減った理由、それは需用費、消耗品等の分で、昨年から比べて 2 千円が下がったということでございます。平和事業が縮小されたとかそういうことではございません。以上です。

**立崎委員長**

永井委員。

**永井委員**

今後の事業内容としてどのようなことを計画していらっしゃいますでしょうか。平成 28 年度は平和推進事業として、平和の灯を灯してから 20 周年であるということで、その 20 周年記念事業を市制施行 20 周年記念事業として実施するという計画、推進計画の中にあるのですけれども、今年度は戦後 70 年ということで、やはり一区切りの節目の年だと思うので、2015 年度もやはり平和に関する事業を開催してみたいかと思うのですが、いかがでしょうか。

**立崎委員長**

梅木主査。

**梅木広聴・市民生活担当主査**

平和推進事業ですけれども、今年はいま永井委員が言われましたように戦後 70 周年ということで、その事業については今後平和の灯を守る市民の会の皆さんと一緒にどのようなことを行ったらいいか、これから決めていきたいと考えております。以上でございます。

**立崎委員長**

永井委員。

**永井委員**

ぜひ、先の戦争を経験してきている方々も減ってきておられることですし、実際子供たちへの平和を引き継いでいくということでも、平和の灯を守る市民の会の皆さんとともに、任せきりにするのではなく、連携しながら事業を何かしら開催していただければと。平和都市宣言をしているまちでもありますし。これは要望としてよろしく申し上げます。

**立崎委員長**

ほかにごいませんか。藤田委員。

**藤田委員**

それでは簡潔に何点かお聞きしたいと思います。まず 73 ページで交通対策。去年これは同僚の大迫委員が聞いたのですが、三井アウトレットに行く、駅前から出ているバスですね、この 26 年度の利用実態はどのようになっているのか。まずお聞きをします。それから同じく 26 年度で町内会等から要望が出ています、交通安全対策に必要な信号、止まれの標

識、横断歩道、こういったものに沢山の要望が出ていたと思いますが、26 年度でどれだけそういったものが設置されたのか。また 27 年度において、市としてここは急がなければならないというような箇所は、どのような位置付けをされているのかをお聞きします。

それから同じく 73 ページのコミュニティ政策運営経費。市長の市政執行方針に、地域コミュニティの推進で住民集会所の適正な維持管理に努めるとありました。そこで 3 点ほど確認の意味を込めて質問します。住民集会所のメンテナンスを行う際の基準、優先順位は実際どのようになっているのか。それから住民集会所の改修を行う場合、町内会の会員が増えて建物が狭い等々の状況があった場合、増築というのは可能なのか。可能であればその条件、基準はどのようになっているのか。それから各地域の住民集会所、1 つは公共施設の長寿命化等々のこれにも関係してくると思いますが、1 つは国としてはこれから日本の人口が減るので公共施設は統合できるものは統合しなさいとか、人口が減ったら 2 つのものは 1 つにしなさいとか、そういうような計画を立てなさい等の話も出ていますが、この住民集会所とは、そういうことに当てはまる性質のものなのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから 3 点目、75 ページ、街路灯整備支援。先ほど武田委員から縷々質問がありましたので、私は違う角度で 1 点だけお話しします。26 年度に町内会の交付金、世帯 100 円を市の努力で上げていただきました。ただこれが北電の値上げでなかなか恩恵が十分行き渡ってない等のお話も各地域で挙がっています。そういう意味でこの電気料金値上げ等々、それから 26 年の消費税の増税、こういったもので自治体に係わる街路灯の電気料金の負担は増加しております。市はまずこの実態をどの程度把握しているのか。それからこの負担増加分に対し、街路灯の LED 化を進めている町内もありますが、削減効果というのはどの程度だったと把握しているのか、まずは現状認識をお聞きしたいと思います。

それから最後に 75 ページ、市民法律相談。毎年聞いていますが、26 年度の実績と、それから月 2 回広報で先着順の申し込みを取っていますが、平均何日ぐらいで申し込みが埋まっているのか。まずこれをお聞きします。

## 立崎委員長

近藤主査。

## 近藤交通安全・公共交通担当主査

まずバスの利用状況についてであります。三井アウトレットと駅の間を走っている 1 日 3 往復されている便の利用実態ということですが、現在の利用実態につきましては、申し訳ありませんが具体的な数字としては把握しておりません。昨年につきましては 1 便約 3 名程度ということでしたので、それより少し乗っているか乗っていないかぐらいかと私たちは捉えております。

次に信号機等の設置、今年の規制要望の実績でありますけども、今年度につきましては、

まずは横断歩道が双葉小学校前に 1 カ所、双葉小学校の通学路上の中央通に 1 カ所、西の里郵便局前に 1 カ所で、3 カ所付いております。あと国道 36 号と大曲工業団地の大曲工業 4 号線の交差点に、国道から 4 号線に入る右折の矢印の信号機がありますが、その矢印につきまして今までは 2 秒ぐらいの信号機で、あそこは大型のトラックなどが右折に入るときに 2 秒ではなかなか曲がり切れなくて危険だということで、今年はそこを要望いたしまして、現在 2 秒から 6 秒程度に延長されているところです。さらにもう 1 カ所としましては、大曲並木市道みどりの里 3 号線、あと 8 号線につきましては、30 キロの速度規制を行っております。今年度につきましては横断歩道が 3 カ所、信号機、矢印信号機が 1 カ所、速度規制が 1 カ所の 5 カ所につきまして、新規で規制が設置されているところでございます。次に 27 年度に急ぐような箇所があるかということですが、今現在、具体的に警察の公安委員会等とどこかということはありません。ただ今後、今もずっとそうですが、まずはやはり通学路など、中を点検して危険な個所があれば、やはり通学路というのが朝の交通時間帯でもかなり車が走る時間帯ですし、また 4 月に入ると新入生も入ってきますので、そういうところをまず点検して、通学時の安全確保を詰めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

#### 立崎委員長

梅木主査。

#### 梅木広聴・市民生活担当主査

コミュニティ施設運営経費の中の 1 点目であります住民集会所の改修計画等についてですけれども、建設年度とか、管理団体、町内会等からの改修要望ですとか、それから現場の状況、そういったものを勘案して総合的に判断をし、優先順位を決めております。現在、年に 3、4 棟を実施しているところでございます。2 点目の集会所の増築についてでありますけれども、北広島市住民集会所整備要綱により増改築ができる場合の条件を定めております。条件としましては、増築することが自治会の総意による申し出が必要となってきます。それから、増築可能な敷地があるということ、それからその必要性が認められる場合に限られます。そして増築できる面積にも基準がございます。その集会所を利用している町内会の世帯数に応じて基準が定まっているのですが、世帯数が 100 未満の場合は既存の面積も含めて 100 平方メートルまで、それから世帯数が 100 から 200 未満の場合は既存面積を含めて 140 平方メートルまで、それから世帯数が 200 以上の場合は既存面積を含め 170 平方メートルまでということになっております。次に 3 点目の住民集会所の統廃合についてですけれども、私どもとしては使える間はできるだけ現状の地域での活用ということで、できるだけ長く利用していただきたいということを基本にしていますけれども、自治会等から集会所の統廃合について相談を受けた場合については、その集会所の利用状況または老朽化など、大規模改修、または建て替えが必要な時期に来ているかなど、そういったこ



とも勘案して、総合的な判断にもなるかと思えますけれども、今後統廃合の検討もあるのかなということで考えております。

それから街路灯支援事業について、電気料金の値上げや消費税の増税による、街路灯に掛かる電気料金の負担増加についてでありますけれども、自治会によって街路灯の種別と異なりますか、水銀灯、ナトリウム灯、蛍光灯などあるわけですが、そういった種別、灯数、ワット数、そういったものもそれぞれ違いますし、また消費税が昨年 4 月から上がった、11 月に電気代が上がったりして単純な比較がなかなか難しいものですから、一般的な水銀灯、40 ワットから 60 ワットの 1 灯当たりの電気料金を例に申し上げたいと思います。値上げ前の平成 25 年 8 月以前の単価が、水銀灯で月額定額で 320 円でした。それが昨年の電気料金の値上げ、それから消費税の値上げ等もありまして、現在は 430 円になっております。1 灯当たり 1 カ月 110 円が値上がりしているという状況でございます。次に水銀灯から LED に切り替えた場合の効果についてですが、LED に替えることによってワット数を落とすことが可能なものですから、10 ワットから 20 ワットの料金区分に該当してきます。現在の単価が 10 ワットから 20 ワットの、この LED の街灯の単価が 1 カ月 1 基当たり 210 円ということになっております。よって消費税や電気料金の値上げ後であっても、値上げ前の水銀灯の 320 円に比べると、1 灯あたり 110 円安いという削減効果が得られるということでございます。このことから LED に替えなかった場合 110 円上がったものが、替えることによって 110 円下がるという、相当効果が大きいということで、私ども考えてございます。

次に法律相談の質問でございますけれども、平成 26 年度 2 月末現在、まだ 1 カ月残っておりますけれども、117 件の相談がございます。そして何日位で埋まるのかという話ですが、以前は結構 2、3 日で埋まったりすることが多かったのですが、ここ数カ月は何の理由かわからないのですが、なぜか 1 週間経っても埋まらないような状況です。以上でございます。

#### 立崎委員長

藤田議員。

#### 藤田委員

丁寧な説明ありがとうございました。それではまず交通対策費の三井アウトレットですね。これは民間でやっていることなので、去年の答弁では 1 便 3、4 人ぐらいの乗車人数ですと。恐らくそんなに変わってないのではないかと思います。それで一つ提案ですが、恐らくこれはバス会社と事業者のお客さんを集客しようとか、もしくは駅から乗るお客さんのための交通の利便性を考えてやったことだと思うのですが、一つはせっかく走らせる以上はぜひ市民にも乗っていただきたいというのがあります。それからいきますと、今実際に大曲でいきますと、大曲の住民が三井アウトレットパークに行くには、1 本のバスでいくという便はないですね、ご承知のとおり。何かしらの乗換えでもしない限り。それが

ら輪厚希望ヶ丘からいくと同じく、真っ直ぐ 1 便で行けるような路線がないということからいきますと、これは事業者の考えることであると思いますが、仮に 1 日 3 往復するのであれば、1 便は希望ヶ丘、輪厚、大曲柏葉を通る便にするとか、せつかく走らせる以上 40 人ぐらい乗れるバスに数人しか乗ってないというのはいかにも勿体無いという気がします。交通輸送協議会でいろいろな議論をされていると思いますし、また地域要望からいくと、大曲の住人からいくと、インターヴィレッジができようが三井アウトレットパークができようが、バス事業者にお願いしても、大曲から真っ直ぐ三井アウトレットパークに行く路線はなかなかできない。歩いていかないと三井アウトレットパークに行けないという現状があることからいくと、すぐにそういう路線変更などができないのであれば、こういう便をぜひ利用する、こういうことの協議もできないものか。そういうことによって、いわゆる大型商業施設で買い物ができる市民が増えるという可能性は十分想定されますよね。そういう協議がまずできないのかどうかお聞きをしたいと思います。

それからコミュニティ施設に関しては、今市内にある町内会館、自治会館で一番築年数の経っているものは何年位で、市の考え方としては木造の建物からいくと、40 年経ったら建て替えだよとか、50 年経ったら建て替えだよとか目安があると思うのですが、そういう年数に来た場合に壊して建て替えるのか、それともできる限り長寿命化を考えるとリフォーム等々にして、できる限りコストを抑えるような修繕を考えているのか、今後の考え方をお聞きします。

それから最後、LED に関してはなかなか計算が難しいと思うのですが、LED 化が半分ぐらい進んでいる町内会を 1 つの参考にした場合に、電気代は下がっていることになるのかどうか、その辺の 1 つの目安ですね。どのように掴んでいるのか。今の説明からいきますと、LED に替えなかった場合に 110 円の増額で、替えて 110 円減額ですから、これからいくと 220 円位が違うのだらうと思うので、そういうことからいくと LED 化が進んだ町内会の電気代の効果は、もし説明できるのであればお伺いしておきたいと思います。

#### **立崎委員長**

近藤主査。

#### **近藤交通安全・公共交通担当主査**

三井アウトレット便についてお答えさせていただきます。三井アウトレット便につきましてはご承知のとおり直通便というもので、駅から三井アウトレットにつきましては乗車のみ、アウトレットから駅につきましては降車のみというように、市民の方がその中間の地点で使えるような路線にはなっておりません。藤田委員のおっしゃるとおり、いろいろなルートですね、今の乗降の客数を見ましても、輪厚を周っていただいたり、三井アウトレットに行く機会が増えるということは、私たちも非常にいいことだと捉えます。今の形態が直行便となっていることですので、私たちも詳しくは把握しておりませんが、バス事

業者と三井アウトレットの間で何かしらのそういう契約があるかと思います。その契約の状況も私たちは詳しいところは把握しておりませんので、そういったところで今お話のありましたそういうルートのものは可能性があるのかどうかということ、今後バス事業者に聞いて、勉強して、できるものであればそういうことも訴えていきたいということ考えております。以上でございます。

**立崎委員長**

梅木主査。

**梅木広聴・市民生活担当主査**

市内で今 41 カ所の集会所がございますけれども、一番古い所は昭和 47 年の建築ですから、約 43 年経過しております。この建て替えの時期とかについては特に決めてはおりませんけれども、すべて木造のものでありますから、やはり躯体の老朽化が進んでいるものはリフォームをしてもどうしようもないですから、リフォームができるぐらいであれば直しますけれども、躯体等が痛んでいる場合には、やはりその地域の今後の必要性なども出てくるかと思っておりますけれども、そういったものも勘案して、どうしてもそこで有効的にずっと使われていることであれば、建て替えもやはり考えなければいけないということもありますし、先ほどの統廃合というものもありますし、いろいろとそれは考えていかなければならないのではないかと考えております。

それから LED です。LED の先ほど 1 基当たりの回答をさせていただきましたが、なかなかそれもわかりづらいということで、実際に 24 年、25 年、26 年で街路灯の LED 化が既にすべて終わっているという自治体の、どのくらい電気料金が下がっているのかということで出したものがありますので、それをお答えしたいと思います。市内 128 団体で街路灯を管理しているのですが、全体で約 6,100 灯を管理していますので、1 団体平均で 48 灯を管理しているという形になります。それでたまたま緑陽町第 1 自治会が 48 灯を管理して、すべて LED に切り替えを終えています。その実績をお伝えしたいと思います。値上げ前、すべてまだ水銀灯だった時、平成 25 年 8 月以前の 1 カ月の北電から来た請求額が 1 万 8,354 円、これが平成 26 年 12 月、消費税も電気料金も値上がった後で LED に全部切り替わって 1 万 2,297 円、北電から 1 カ月分としてきています。差額で 6,057 円が安くなっています。値上げがあつたにもかかわらず安くなっています。率でいいますと、水銀灯の時に比べ 33%の削減になっているということでございます。以上でございます。

**立崎委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

わかりました。今 LED 交換途中なので、町内会によって随分ばらつきがあると思うのですが、それからいきますと北電の値上げが引き下がるというのは恐らく目途が立たない話だろうと思いますので、街路灯のこの料金というのは非常に重い料金だと思いますので、ただ実際問題これは要望としておきますが、町内会によっては一気に替えられる町内会もあれば、徐々にしか替えられない町内会もあるので、そこで今後も随分町内会の運営で差が続くのだらうと思いますので、そういう意味での何らかの、いわゆる市としてバックアップができないのか。武田議員からは設置や電気代での市としての補助のアップ等々も提案ありましたが、それがもしできないとするのであれば、早期に交換できるような何かしらの背中を押すような方策、こういったことも今後のこの電気料金を考えてもいい時期ではないのかと思いますので、これは要望にしておきます。終わります。

**立崎委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

予定してなかったのですが、今までの議論を聞きながら整理したいと思うのですけれども、まず街路灯料金の話ですが、従前 1 戸当たり 1,000 円までは各自治会が負担して下さい、それを超えた分については全額市側が負担します、それで 2 分の 1 補助しますよということよかったですよね。11,000 円を超えたら、1,000 円まで負担しているということ。それでその制度ができた段階では、例えば、われわれの町内会で考えるとその当時はかなり戸数が少なく、実は街路灯を沢山付けなければならなかった時代から、今度は逆転して、平均すると 1,000 円以下になってきて、今ずっと繋がっている。それで電気料金は当初、平成の始めからかなり下がってきている。実際には原発事故が起きる前までは、極端に言ったら半額ぐらいになっている。半額ぐらいになってきたものだから、われわれとしては明るくしようということでもどンドン照明器具を増やして、ある程度安定してきたと。ところが今の電気料金が 10%、20%と上がってくる。そうすると自治会の負担が一気に増えているわけですね。それで、当初そういう補助をするということはある意味安定化を図ったと思います。自治会側の負担に対する安定化を図った制度だったと思うので、今こういう時代になってきて、要は自治会負担、新聞にもあるように町内会費を増やさなければならない、今どきの状況で、町内会費も増やすような状況では町内会自体もそんな状況ではないですよ、世相を考えれば。武田委員や他の方々が言われたように、その制度を見直して、自治会の負担を安定化させる制度にするべき時期ではないかと考えますけれども、先ほどの答弁とは食い違いがあるかもしれませんが、そういう時期ではないのかなと感じましたので、それについてお答えを願いたい。

それから藤田委員からバス、希望ヶ丘のことを案じていただいて、私も何度も要望して

おります。町内会としても要望していますので、そこだけがもう 1 点確認をしていきたいのですが、町内会、私も議会でも言いましたが、輪厚中央通が完成したと同時に、柏葉台発それから大曲工業団地発のものを輪厚地区から出入りができるようにしてほしいということは、輪厚地区からも全体からも要望が出ているだろうし、われわれ自治会からも、それから私も議会で答弁を求めたりしているわけです。ですからそれをまず考えてやっていただきたい。例えば、先ほど希望ヶ丘のことを思っていて迂回してやったらどうだということになると、逆に大曲工業団地発を持ってこいというのに、それが先に来られてしまうと、それがあんじゃないかで終わってしまうと、われわれの希望する方向に逆に遠くなる可能性があるのです、その辺も注意してぜひ 29 年ですか、輪厚中央通が完成と同時にそういったバス路線の整備をもう一度確認しておきたいけれども、そういう方向で調整をしていただきたい。いかがでしょうか。

#### 立崎委員長

塚崎部長。

#### 塚崎市民環境部長

川崎委員のご質問にお答え申し上げます。まず 1 点目の電気料の関係で、町内会の負担が大きくなっており、そういった中で LED 化を推進することによってその負担が下がるのであれば、それを優先するような政策に変えていくべきではないかという内容でございます。それで基本的に、例えば、先ほども例が出ていましたが、恵庭市等では設置を全部、市でやりました。ただしその場合、恵庭市は、LED 灯は大体寿命が 8 年から 10 年と言われてはいますけれども、その際は全部町内会でやらなければならない。その同じ時期に全灯これを替えるという作業を今度町内会に負担させるということも出てまいります。それからもう 1 点、私どもが本当に皆様の協力を得まして、今年度で 6,100 灯のうち約半分が終わりました。来年度も予算をつけさせていただいて 850 灯分ということで、6 割を超える灯数が設置される中で、今 3 分の 1 を負担させていただいてつけられた町内会が、先につけているのに、あとの 4 割の町内会が無料でつけていいのかという問題が残ります。ただ、何が今求められているかというと、町内会運営が大変苦しい状況だということの、逆にいうと裏返しが、今の電気料でも何とかならないかという部分だと思っておりますので、そういった町内会の実態について十分把握していく中で、いろいろな部分の検討はしていきたいと思っております。

それから輪厚のバスのことですが、川崎委員の発言にございましたように、先ほどのアウトレットの問題というのは、実は三井アウトレットが自分の店に人を送るために行くバスでございますので、当然それについては最終的に三井アウトレットが決めることであると思っております。まさに川崎委員がおっしゃったように、これからは輪厚地区から出発、または輪厚地区を終点とするバス事業というのは、これとは別でございますので、そ

ういった意味でバス事業者とその中身については、今後企画財政部に移りますけれども、そちらにもそういうことも含めて、バス事業者と検討していくように引継ぎしていきたいと思えます。以上です。

#### 立崎委員長

川崎委員。

#### 川崎委員

LEDの助成についてですけれども、これは私の町内会の例ですけれども、私ども町内会には210灯から220灯ぐらいあるわけですね。ざっくりばらんに言いますと、それだけ替えるだけの預貯金というか、一気にやる金があります。あるけれども、年20灯ずつ10年計画で今やっています。ですから、ある程度きたから3分の1やめますよということになると、辛い部分があるなと思えます。それはなぜかという、一気にやってしまうと、LEDは耐用年数が15年といわれ、ほとんどもうそれでだめになるというのがあります。そうすると15年後には同じ金が掛かる。今、金があるからといって、それを何千万円という金をどんと使ってしまうと、15年後には必ずそれだけ近い金額が一気に集中してしまう。だから我慢をして、年間の毎年の電気料金は、それは下がるのは魅力があるけれども我慢して、その次の時代のことを考えて、10年計画で20灯ずつやろうと町内会の長期計画としてやっているわけですけれども、それが3分の1になってしまいますと、その計画自体がおかしくなるし、町内会を長年持続するためにはそういった考え方もしなければいけないので。その辺についてはご考慮いただきたいとお願いしておきます。

#### 立崎委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。橋本委員。

#### 橋本委員

皆さんの意見を聞いていたら、お話をさせていただきたいなと、また公の場でさせていただきたいなと。非公式では皆さんの所に時々お伺いしながら相談している経過がございますけれども、ご承知のとおり交通対策ですね。そう大きい経費ではないのですけれども、計画そのものについては実は道道江別恵庭線、北の台から274号までの間、これは丘陵地帯になっておりまして、東共栄は水田地帯であったということで、その空間に3つの馬車馬通がありました。道道江別恵庭線のほうにですね。それしか道路はないのです。お陰様で通学路の緑道でしょうか。実は最近事故がありまして、この前も昨年も死亡事故だと思ったのですが、どうにか一命は取りとめて、自宅に帰れない人が出てきたり、子どもの事故があったりと、こちらは交番の前の信号機、この間が長過ぎまして、今から10数年前に

実は広島交通の所に信号機を作ることに決定しました。よく調べてください。ところが広島交通の所に太いケーブルが入っていたものですから、公安委員会が指定された業者の方がやることが決まっています。現地を調査したところ、とてもじゃないけど掘ることができないと、ケーブルをそのままになってしまったのです。それで子どもは、小中学校の通学路の関係は、特に共栄のほうだと思のですが、坂になっています、良寿しの所、ずっと。人間の心理は上よりも下がるんですね。買い物も必ずそういうふうに言われております。上にいくよりも下に下がると、そういう心理がある。そういうことから見ると、どうしても交番の所まで行って、東共栄までいくということにはならないですね、心理的に。できれば広島交通の所。突き当たりはT字になりまして、鈴木商店がありますけれども、何とかならないのかと。昨日も言いましたけど、うちのまちは共栄に光顕寺というお寺、南の方には神社、この中に市街地があって、その中央の輪厚川の所に開拓が入ったということなのです、歴史は。これを変えることはできません。このままでいっただけでそのままになります。ということでお尋ねしたいのは、そういうことをぜひ過去の経緯を踏まえて要請してほしいのですけれども、市で優先順位をつけられないのか、こういうことがあったことを、皆さんわかりませんか。それだけ確認します。最初に、信号設置場所の優先順位を指摘されたはず。

#### 立崎委員長

塚崎部長。

#### 塚崎部長

今の優先順位のお話ですけれども、たしかに昔は市で要望を出すのはいいけれども、その中から優先順位的なものはどこなのでしょうかとのお尋ねがございました。しかし今現在、信号機それから横断歩道等の規制に関しての要望を出していますけれども、その優先順位については聞かれておりません。警察の本部としても、道予算が大変な時期でございますから、要望が出されて、その中で道警で、道内全域を見ながら優先順位を付けてきているということで、市町村が優先順位をつけて出すという状態にはなっておりません。以上です。

#### 立崎委員長

橋本委員。

#### 橋本委員

それで少し矛盾していると思うのですが、道警本部の予算がありまして、厚別署に予算がいくらあるのかわれわれはわかりません。交通安全を叫ばれておりまして、そのようなことで厚別署の管轄は増えてきているわけではありませんし、都市部ですから、それなり

の整備がされていると思うのです。郡部は未整備のはずなのです。ぜひ市長共々こういったことを強かに、陳情、要請を市民のために行なっていただきたいと願います。そういうことでご答弁いただければ。ぜひそれはお願いをしたいと思えますけれど、いかがでしょうか。

**立崎委員長**

塚崎部長。

**塚崎市民環境部長**

市としましては本当にどこということではなくて、古くから信号機等の要望をしている箇所もございますので、ぜひそういった状況も見ていただきながら、その要望に応じていただくことを公安委員会等に要望してまいりたいと思っております。以上です。

**立崎委員長**

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

**立崎委員長**

以上で、総務費のうち、総務管理費の出張所費、企画費のコミュニティ施設管理費、交通対策費、市民生活費のうち男女共同参画推進事業及び市民協働推進事業のうち、市民協働推進事業、並びに市民参加推進事業を除く市民生活費、エルフィンパーク運営費、広聴費、戸籍住民基本台帳費及び民生費の国民年金費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 28 分

再 開 11 時 31 分

**立崎委員長**

休憩を解き再開いたします。

次に、国民年金費を除く民生費及び教育費のうち教育総務費の幼稚園就園奨励費事業の質疑を行います。

田辺委員。

**田辺委員**

それでは何点が質問させていただきます。予算書 84 ページの生活困窮者支援事業についてですけれども、先日も代表質問の中にありましたが、これの委託が社会福祉法人に決ま



ったということがありました。それで 27 年度から始まる新しい事業なわけですけれども、対象者の早期把握。そして支援に繋げるためには、ただ待つだけではなかなか相談には繋がらないと思うのですけれども、この辺、広報も含めてまずどのような事業としてやっていくのかお伺いいたします。

続きまして、同じページの社会福祉団体活動支援事業についてですけれども、こちらは拡大となっています。おそらくこれは権利擁護支援センターの開設に向けて、準備のための拡大ではないかと思えますけれども、今年度どのように、どこまで準備を進める予定なのかお伺いいたします。

続きまして 86 ページの公的介護施設等整備事業ですけれども、これは第 6 期の介護保険事業計画の中で盛り込まれている地域密着型サービスの整備ということだと思いますけれども、これはどのような事業に整備がされるのかということと、また第 5 期の中では特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設、グループホームなどが整備されたわけですけれども、現在市内の介護施設の充足率というのでしょうか、この辺をどのように市として認識されているのかお伺いいたします。

続いて 92 ページの福祉センター運営経費ですけれども、こちらは建物の関係なので、ここで質問していいのかわからないのですが、耐震化の問題はなくて、改修して利用を続けるという方針なのかなと考えていたのですけれども、ただ実際、やはり福祉センターと名がついて、子ども発達支援センターも 2 階にある建物ということで、以前からずっと言われていて、改修というか、エレベーターの設置がなぜ前に進まないのか大変不思議に思っているのですが、この辺はどうなっていくのかお伺いいたします。

続いて最後ですけれども、98 ページのひとり親家庭支援事業ですけれども、こちら昨年の予算より約半分に減っているのですが、この辺の理由をお伺いいたします。

#### **立崎委員長**

川又主査。

#### **川又障がい福祉担当主査**

生活困窮者自立支援事業についてお答えいたします。まず対象者の早期把握という部分では、田辺委員のおっしゃいますとおり大事になってくるところでございます。現在、先行事例といたしましてモデル事業を、道内は北海道を含めまして 12 の自治体、全国でいきますと 121 の自治体で行っているところでございますが、そちらの実績によりますと、相談経路といたしましては、本人からは半分で、関係機関からは 35%程度であります。ですから、それらを含めまして広報、ホームページはもちろんのこと、関係機関への周知等働きかけを行い、早期把握に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**立崎委員長**

小林高齢者支援課長。

**小林高齢者支援課長**

社会福祉団体等の活動支援の拡大ということでご質問ありましたので、お答えさせていただきます。これにつきましては権利擁護センターの設立の準備のために、社会福祉協議会に権利擁護に係る専門職を配置する予定となっております。今後の進め方ですけれども、社会福祉協議会に専門職の配置を行うとともに、権利擁護センターの準備につきましては、委託ということで予算を取って進めていく予定でございます。また公的整備の関係ですけれども、平成 27 年度におきましては施設整備といたしまして、認知症対応型共同生活介護の施設 2 カ所、小規模多機能型介護の施設 2 カ所、定期巡回随時対応型訪問看護で 1 カ所の施設整備の予算を計上しているところであります。また開設準備といたしまして、認知症対応型共同生活介護 2 カ所、小規模多機能型居宅介護の施設の開設準備経費として計上しているところでございます。また施設の充足率ということですが、平成 26 年度までに特養につきましては 3 カ所、250 床整備されておりますけれども、市民の入居率につきましては、まだ 250 床までは達していない状況でございます。ただ待機者がいるという状況では、施設的にはまだ不足している部分ではあると感じております。また 26 年度まで整備されました地域密着型のグループホームにつきましても 9 カ所の整備が進んでおりました、こちらも待機者がいるということで、まだ不足している部分であるとは受け止めております。以上であります。

**立崎委員長**

福島児童家庭課長。

**福島児童家庭課長**

福祉センターの関係についてお答えいたします。策定を予定しております公共施設等総合管理計画の中で、福祉センターの改修を含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

**立崎委員長**

富田主査。

**富田次世代育成担当主査**

ひとり親家庭支援減額の理由についてご説明いたします。24 年度までに入学した方、こちら特例で 3 年間、月額 14 万 1 千円、支給されていた方が軒並み卒業いたしますことから、原則どおりひと月 10 万円、かつ 2 カ年という方のみになります。今年度につきましては、

8名で元々予算を取っていたのですが、不合格者がかなりいらっしゃいまして、今回補正予算で減額という形で提案させていただき予定にしております。来年度の予算につきましては、例年通りの人数を見込んだ形で積算したところですので。以上です。

#### 立崎委員長

田辺委員。

#### 田辺委員

まず生活困窮者の事業ですけれども、いろいろな関係団体と連携して広報していくということですが、ぜひ、委託事業者にも全部お任せするのではなく、市の福祉課として役割分担をして、連携をして進めていっていただきたいと思います。それで今回、うちのまちがやるのは必須事業である相談事業と住宅確保の事業だと思うのですが、昨今、子どもの貧困率といいますか、結構格差があって、教育の面でもすごく格差が出てきていると言われている中で、必須ではない任意のメニューの中には学習支援もあるかと思うのですが、確かに必須事業よりも補助率が低いということで難しい点もあるかと思うのですが、例えば場所の提供ですとか、地域のボランティアや学生などを募って、学習支援にも取り組んでいくべきではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

社会福祉団体等支援事業の権利擁護センターの準備については、介護特別会計でもということだったので、これは理解いたしました。それから介護施設、今回の第6期ですけれども、充足率としてはまだ足りないのではないかとこの見解でしたが、高齢者の住まいということでは、昨日の板垣委員の質問の中にもありましたが、生活に余裕がない人の終の棲家としては、特別養護老人ホームは介護度が高くないと入れない、グループホームなども費用が高いなどと、いろいろと将来について不安を持っている方が多いという中では、高齢者の住まいということも十分に市として考えていかなければならないかと思うのですが、介護施設だけではなかなか今はやっていけないのかなと思うのですが、この辺の見解についてはいかがでしょうか。

それと先ほど一つ漏れたのですが、86ページのミニデイサービスの支援事業についてですけれども、この事業が始まってからもう随分経過したと思うのですが、参加団体が増えているのか。また個人としても自宅でサロンとして地域に開放している方も沢山いらっしゃるのではないかと思いますけれども、市として市内にどのくらいの高齢者の居場所、ミニデイサービスのような居場所があるのか、把握しているのかお伺いいたします。

それから福祉センターの改修については、公共施設管理計画の中で検討されていくということだったのですが、本当に喫緊の課題ではないかと思っております。それで今、権利擁護センターも社会福祉協議会が委託を受けて、そういう形で準備をされているということも聞きますし、障がい者生活支援センターでは、「みらい」も1階にありますけれども、本当にセンターの受付のような形で、印象も非常に暗い感じがするのですが、もう少し皆さんが

気軽に行けるような場所にならなければいけない場所ではないかと思うのですが、あまり悠長なことは言ってられない、いつになったらという思いが、たぶん市民の方も多く持っていていらっしゃると思うのですけれども、その辺についてはいかがなものでしょうか。お伺いいたします。

それからひとり親家庭の支援事業についてですけれども、お答えでは高等職業訓練の部分での人数が従来どおりになったのでこの金額になったということですが、ひとり親家庭の貧困率ですね、当市においても児童扶養手当を受給しているひとり親家庭というのは増えているということですが、今日の新聞にもありましたが、本当にひとり親家庭の平均収入ですよ、こちらは児童扶養手当や生活保護に入れても 200 万円ちょっとということで、本当に安定した職業に就いている方も少なく、ひいてはやはり子どもの貧困につながり、その貧困が連鎖していくことに繋がっていくと思うのですけれども、就労に向けての取り組みですよ、それも従来どおりの枠組みということだったので、これで本当に足りているのか、希望者に本当にきちんとこれを割りあてることができているのかということをお伺いいたします。ひとり親家庭の支援というのは本当に真剣に考えていかなければいけないことで、今回、病児緊急預かり事業については、ひとり親家庭にも利用料の補助が決まったということ、とっても評価されることだと思います。やはり子どもがいて安心して働き続けるための支援というのは必要な事業だと思いますので、こちらについての見解をお伺いいたします。

#### 立崎委員長

木下福祉課長。

#### 木下福祉課長

1 点目の生活困窮者の関係でございますけれども、田辺委員がおっしゃっていましたように、やはり連携が鍵だということがございます。去年の 8 月の段階であったと思いますが、関係機関ということで市内の社会福祉法人、それからケアマネジャーの方などにもお越しいただきまして、その時は制度自体の説明ということで一度開いております。あとは庁内連携をして繋いでいくと。税や使用料金の収納部門で発生されるシグナルをキャッチしてということになってくるのですが、その辺も去年の 8 月に一度やっております。もう実施段階になっておりますので、今月中に同じように関係機関と庁内、これはやっていきたいと思っております。それから地域でいろいろと相談をお受けになっている民生委員の方ですね。こちらは 4 月 12 日に総会がございますので、そこで全員が集まる機会があるということなものですから、説明や協力をお願いをしてまいりたいと考えてございます。

それから子どもの学習支援の関係あるいは任意事業の関係でございますけれども、ご質問の中にごございましたように、4 月からは必須事業のみでスタートいたします。今申し上げましたようにいろいろ連携を取りながら相談をお受けし、人的な支援が中心になりますが、

そういった支援をやっていく。そういう中でその状況やニーズなどがいろいろと掴めてくるのではないかと考えておりました、その状況を見ながら、27 年度からということにはならないかもしれませんが、今後の部分で任意事業を、どれを実施するかどうかという部分は検討してまいりたいと考えております。以上であります。

**立崎委員長**

川口主査。

**川口高齢者福祉担当主査**

ミニデイサービスについてお答えさせていただきます。ミニデイサービスの事業が開始されてから 10 年ほど経過しております。開設当初の団体数は 11 団体でございましたが、現在はミニデイ・お茶の間を合わせまして 19 団体となっております。個人で気軽に集える沙龙的な場所を把握しているのか、個人で行なっているのを把握しているのかというご質問ですが、大変申し訳ございませんけれども把握していないというのが現状でございます。以上です。

**立崎委員長**

小林課長。

**小林高齢者支援課長**

高齢者の住まいということでのご質問ですけれども、こちらにつきましては今後の高齢者の住まいというよりも、高齢者の方の生活には、介護保険で実施しております地域包括ケアシステムの中で、在宅で生活ができるように支援をしていっているところでございます。その中で、在宅で生活が困難な方につきましては、介護施設等のご利用ということで考えているところでございます。また、自宅で住めなくなった方につきましては民間の有料老人ホーム等、適切な運営がされている民間の施設等をできるように、指導していきたいと考えております。以上であります。

**立崎委員長**

徳村保健福祉部次長。

**徳村保健福祉部次長**

福祉センターの施設の関係でお答え申し上げます。福祉センターにつきましてはかなり老朽化しているということで、大規模修繕といったことも検討はしております。そういった中で実際の社会福祉協議会の機能やこども発達支援センターの機能、それでいいのかということも十分検討し行っているところであります。立地的な問題もありますし、西口の

好立地にある関係からも、まちづくりの観点からも検討しなければならないと考えてございます。十分機能を充足するような形では、これから検討してまいりたいと思います。

**立崎委員長**

富田主査。

**富田次世代育成担当主査**

ひとり親の支援の関係でご説明いたします。児童扶養手当の受給者につきましては、平成 25 年度末から減少に転じております。全部支給停止という形で、本人の所得が高くなって停止されている方が多くなっているというのが実状でございます。この分については国では基準を変えておりませんので、本人の所得が少しずつ上がっているのかなとこちらでも実感しているところでございます。支給額が平均額としては減ってきているというところにありますので、こちらも本人の所得が若干上がっていることによる減少と分析しているところでございます。ひとり親の支援につきましては、児童扶養手当の通知などとは別に、各児童扶養手当の受給者等に個別に郵便等をお送りして、いろいろ使えるサービス資料をお送りしているほか、母子・父子自立支援員がいろいろな制度の相談に応じておりますので、今後ともきめ細かな対応をとっていきたいと考えております。以上です。

**立崎委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

生活困窮者の支援事業についてですが、今、一つの家庭で沢山の困難を抱えているというところで、この生活困窮に繋がるキーワードというか、それが多分いろいろなところから、民生委員の方とか、今おっしゃったように税金の収納の関係ですとか、いろいろなところから情報がキャッチできるのではないかと思いますので、そのネットワークをぜひしっかりと構築されて、この事業ができた意義が達成できるように、ぜひうちのまちでは順調にこの事業が進むようにしていただきたいと思います。これからニーズによって、学習支援もいろいろな他の任意事業も考えていかれるということでしたけれども、うちのまちは人材はとても豊富だと思いますので、退職された先生とか、主婦の方でもそういう意欲のある方もいらっしゃると思いますので、ぜひそういう人材のネットワーク、掘り出しというのでしょうか、この学習支援の事業が早く構築できるように努力していただきたいと思います。

それから介護保険の施設のことは、また介護特別会計のところでもたまたまお話したいと思います。

それとミニデイサービス事業についてですけれども、団体も増えている、地域のお茶の

間も各住区でやっているというところですけども、伺いますと、なかなか運営は大変と聞いていますので、個人的にやっていらっしゃる方もいろいろありますし、地域の食を通した食堂なども市の中にはいろいろできてきて、やはり交流の場、居場所があるというのは地域の中に本当に、小さな単位に、歩いていける所にあるというのがとても理想だと思いのですけども、特に北海道の場合、自宅を開放してやりたいと思っても、例えばその部屋の分の灯油代とか大変なところもあって、本当に市の支援が小さな単位でいいので沢山あると、そういう交流の場が沢山できて、これは本当に介護予防に繋がっていく、病気の予防にも繋がっていくことだと思いますので、ほんの小さな場所の小さな補助というのをぜひ検討していただけたらと思うのですが、この辺の見解をお伺いいたします。

それから社会福祉センターは本当に待たなしと言ってもいい状態だと思いますので、本当にエレベーターがないという状況が一日も早く解消されるように、検討を早くしていただきたいと思います。

それからひとり親家庭ですけども、児童扶養手当を受ける方が減っているということでしたけれども、ただ子どもの数はやはり今すごく減ってきているので、その中での減少というのはすごくいい方向に転じていると私は思っていないのですが、いろいろ仕事もダブルワークでとても大変な思いをしている、特に女性のひとり親の家庭というのはすごく経済的にも厳しいということがありますので、病気を持っていて就労になかなか辿り着けないということも聞いていますので、こちらはいろんな意味で、この事業だけではなくて、他にもひとり親の支援をする事業がいろいろあると思うのですけれども、拡大に向けてぜひ検討していただきたいと思います。以上です。

#### **立崎委員長**

木下保健福祉部長。

#### **木下保健福祉部長**

ミニデイに関連したご質問で、外出というか、特に高齢者の居場所が必要だということで、鈴木委員のご質問にもありましたが、私どもも外出することがやはり介護予防に繋がると考えております。そういう方が集まる場所というのは、やはり身近になければいけないと。それも同感でございます。孤立するということは孤立死にも繋がるリスクがありまして、市内でもたまに起こりますけれど、その都度大変な思いをするわけでございますので、田辺委員のおっしゃったように、補助金にするかどうかということは別ですけども、それを念頭に仕事にあたっていきたいと思っております。以上です。

#### **立崎委員長**

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 58 分

再 開 11 時 58 分

**立崎委員長**

休憩を解き再開いたします。

午後 1 時まで休憩にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

**立崎委員長**

午後 1 時まで休憩といたします。

休 憩 11 時 58 分

再 開 12 時 58 分

**立崎委員長**

休憩を解き再開いたします。

質疑を続けます。

武田委員。

**武田委員**

それでは 1 点だけお伺いいたします。予算書の 87 ページ、政策経費事業一覧の 9 ページでございますけれども、ここにございますふれあい温泉事業についてお伺いをいたします。この事業は 65 歳以上の高齢者に対して市内 3 カ所の温泉施設を年 12 回、1 回当たり 300 円で入浴できるもので、温泉効果により健康増進を図ることを目的として実施されている事業と理解しております。平成 22 年度までは 1 回 100 円の自己負担で年 10 回の助成で好評を得ていた事業でしたが、23 年度より利用回数を 2 回増やしましたが、1 回当たりの自己負担額を 200 円増額して 300 円にし、このことが原因かどうかはわかりませんが、延べ人数は 1 人当たり 2 回増やしたことから、増加している人数とはなっておりますけれども、実際には利用人数は減少傾向にあるのではないかと考えております。そこでお伺いいたしますけれども、利用者数が伸び悩んでいることについてどのように分析し、今後一層の事業効果を促すためにはどのような対策を打つべきであると考えているのか、見解をお伺いいたします。以上、よろしく申し上げます。

**立崎委員長**

川口主査。



**川口高齢者福祉担当主査**

ただいまのご質問にお答えいたします。平成 22 年度は助成券の配布が 3,286 人であり、また平成 25 年度は 3,941 人でありましたことから利用者は増えておりますが、対象となる高齢者人口の増加率から見ますと、助成券を受け取る方がここ数年では、増加率よりも下回っているという状況になっております。1 人当たりの利用回数についてですが、平成 22 年度では 10 回のうち 7 回利用、平成 25 年度では 12 回のうち同じく 7 回利用と、利用できる回数は増えておりますけれども、実際 1 人当たりが利用する回数は増えていなかったという状況でございます。このことからふれあい温泉事業の、対象となります 65 歳以上の高齢者の方に広報やポスターなどで今まで以上の周知を図るとともに、ふれあい温泉バスの運行を継続して高齢者の交通の便の確保を行いながら、利用の拡大に今後一層努めて参りたいと考えております。以上です。

**立崎委員長**

武田委員。

**武田委員**

今の答弁内容は、確かに道新あたりに利用してくれという形で、券の説明記事があったという記憶はしております。一生懸命やっているのではないかと思いますけれども。再質問はいたしません要望として受けとめていただきたいのですけれども、このふれあい温泉事業の効果について、これは私の持論的に考えるのですけれども、高齢者の健康増進効果のほかに北広島市の観光振興効果、そして入浴税の税收効果の一石二鳥どころか一石三鳥の効果がある事業内容でないかと考えます。入湯税についてですが、当然徴収されていると思いますが、日帰り入浴者 1 人当たり 75 円の徴収額で、昨年度のふれあい温泉事業の実績人数ですね、延べ人数ですけれども 2 万 7,197 人で計算しますと、入湯税だけで 203 万 9,775 円が徴収された計算になるのではないかと思います。入湯税の使用目的は消防関連や観光関連事業に使われる税金ですが、市が行うふれあい温泉事業からも当然生み出されていることから、一石三鳥のように、より一層の事業効果を促進させるため、300 円の自己負担の軽減を始めとして、温泉利用の総合的な事業展開を検討していただきたいなど、このように今後の検討ということをお願いいたします。このことを述べまして、ふれあい温泉事業に対する質問は終わらせていただきます。

**立崎委員長**

永井委員。

**永井委員**

それでは 4 点ほどお伺いします。今、武田委員からもありました、ふれあい温泉につき

まして、私からは昨年 4 月に消費税が上がりまして、各温泉の入浴料も上がっていると聞いているのですけれども、助成額としては変わらず今までどおりの 300 円という給付のままでいくのかどうかをお聞きします。

2 つ目は同じく 87 ページの高齢者支援サービス事業につきまして、いろいろ 5 項目ぐらいでしたでしょうか、行っておりますが、その中でも除雪サービスの件についてお伺いします。現在このサービスを受けている方々はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。お聞きします。

3 つ目が 89 ページの障がい者地域生活支援給付事業についてお聞きします。このたび新しくなったということ、拡大とするということで資料を見ますと、移動入浴で入浴サービスを提供するという、この分がその拡大となったのかどうか、お聞きします。

最後に 91 ページの精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成について。前年度よりも増額されていますけれども、この理由についてお聞きします。

#### **立崎委員長**

川口主査。

#### **川口高齢者福祉担当主査**

ただいまのご質問にお答えいたします。まず 1 点目の温泉の助成額についてでございます。たしかに永井委員がおっしゃいましたとおり、昨年 4 月の消費税増税に伴いまして、値上がりした温泉施設もございます。また据え置き施設もございます。また今年 1 月から 100 円値上がりした施設もございます。従いまして、今現在市内 3 施設におきましては、それぞれ今までとは違い、入浴料金にばらつきが出ているという状況でございます。平成 27 年度の助成額につきましては、現行の 300 円で事業を行うと考えてございます。

次に 2 点目の除雪サービス、今現在どのくらいの方が利用なさっているのかというご質問でございますけれども、平成 25 年度におきましては 271 世帯の方が利用いたしました。平成 26 年度につきましては、今現在でございますけれども 274 世帯の方が利用しております。以上です。

#### **立崎委員長**

川又主査。

#### **川又障がい福祉担当主査**

まず、地域生活支援事業の拡大の部分についてお答えいたします。地域生活支援事業の拡大部分につきましては、永井委員のおっしゃいますとおり、移動入浴車に伴う訪問入浴サービスの創設の部分と、重症心身障がい児者の入浴の場所を確保するという主な観点から、日中一時支援事業のサービスの体系の見直しと、主に事業所における職員体制の人材

費の評価をする加算制度を設けるといふ部分の 2 点という事業体系になっております。

次に、精神交通費の利用助成の額が伸びているという部分でございますけれども、1 人当たりの利用人数、助成額が伸びているという現状がございます。分析いたしますと札幌の通所事業所に通う方が増えていることで伸びております。以上です。

#### 立崎委員長

永井委員。

#### 永井委員

ふれあい温泉につきまして再質問といいますか、要望といいますか、先ほど武田委員もおっしゃいましたように、やはり温泉効果というものが高齢者の方々にとっても大変効果のあるものだとは私たちが承知しておりますので、そもそも温泉に行く人たちが減ってきていると。これはたぶん 100 円から 300 円に上がったという理由もありますでしょうし、交通の便がなかなか悪いと。ふれあい温泉バスにも乗ることもできないような方もいらっしゃるのではないかと思います。そのような方たちに対しての支援をこれからも充実させていっていただきたいとともに、この先、さらに国が消費税を 10%まで引き上げるといふ話も出ていますので、それに伴いまして助成額の方も検討していっていただきたいと思いますが、繰り返しの答弁になるかと思いますが、どのようにお考えかお聞きいたします。

高齢者支援サービスの中の除雪サービスですけれども、市からいただいた資料の中でも、平成 25 年度から比べますと利用者数が増えていますよね。いただいたものによりますと、平成 25 年は 271 名、今年度 1 月末現在ですが先ほどの答弁では 274 名ということで、平成 27 年度の見込みとしても 315 人ほどになるのではないかと。この先高齢者の方々も増えていくと思いますので、この除雪サービスへの充実を図っていただくとともに、除雪のあり方というか、やはり高齢者の方々からよく私たちのところに寄せられますのが、玄関間口の排雪除雪をどうにかならないのかという声が寄せられています。それでこちら除雪サービスでは、玄関間口は特に行いませんという、除雪をするための通路を作ることはやっているけれども、玄関口に排雪車が置いていったものは各自でやってくださいという内容になっておりますので、排雪のあり方についてもやはり今後検討し直していくべきではないかと思うのですが、そちらについての見解をお伺いします。

3 つ目の障がい者地域生活支援給付事業ですけれども、訪問入浴サービスを実際必要だと思われる方々がどれくらいいらっしゃるのか、お聞きいたします。

4 つ目の精神障がい者の社会復帰訓練の交通費助成ですが、札幌に通われる方々が多くなってきているということで、精神的な障がいを持つ方々も年々やはり全国的にも増えてきていますので、こちらの助成額も今後充実させていただきたいと思っております。歳出の 3 つです。よろしくお願ひします。

**立崎委員長**

川口主査。

**川口高齢者福祉担当主査**

ただいまのご質問にお答えいたします。まず 1 点目のふれあい温泉事業でございますけれども、確かに先ほども武田委員からのお話もございましたが、温泉効果による健康増進と閉じこもりがちな高齢者に外出や交流の場を提供するというので、生きがいつくりなどにも繋がっている事業でありますことから、一人でも多くの方に利用してもらえるように、今後も事業の周知と、ふれあい温泉バスの運行の継続など交通の便の確保を行い、利用の拡大に努めてまいりたいと考えております。また助成額の見直しにつきましては、先ほど平成 27 年度は 300 円、現行のままと申しました。今、永井委員がおっしゃいましたとおり、いろいろなことが今後も考えられるかと思えます。今後も私どもといたしましては、このふれあい温泉事業を注視していきたいと考えております。

除雪サービスについてですが、確かに現在の市の除雪サービスにつきましては、日常生活に必要な通路を確保することを目的としておりますことから、玄関先から公道までの通路部分の確保ということを行っております。しかしながら、やはり除雪は高齢者にとりましても非常に負担が大きいということからも、今後関係部署と連携しながら、平成 27 年度から始まります高齢者保健福祉計画の中でも盛り込んでおりますように、新たなシステムについて今後検討していくと考えております。以上でございます。

**立崎委員長**

川又主査。

**川又障がい福祉担当主査**

それでは地域生活支援事業の訪問入浴サービスの対象者人数についてお答え申し上げます。対象者は市内に居住する重症心身障がい児者、これは重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している方を言いますけれども、その方であって住居環境や家族の介助状況が困難で居宅で入浴することが難しい方を想定しております、対象者は 4 名を見込んでおります。以上です。

**立崎委員長**

永井委員。

**永井委員**

それでは今答弁いただきました訪問入浴サービスのことにつきまして、本当に家から出ることがなかなか難しい方への訪問入浴サービスだと思うのですけれども、これはおおい

にやっていっていただきたいと思うのですが、その反面やはり外に出る、どんなに障がい  
が重くても外に出るということに意義を見い出すこともありますので、デイサービスだ  
とか各種施設で行っているデイでの入浴サービスも充実させていっていただきたいと考  
えておりますが、今後どのように充実させていく考えでいらっしゃいますでしょうか。お伺  
いします。

#### 立崎委員長

川又主査。

#### 川又障がい福祉担当主査

訪問入浴サービスと先ほどお話しした日中一時支援事業の単価の見直しという部分で  
ございますけれども、重症心身障がいを抱えていらっしゃる方のサービスメニューの充実  
という一環でございます。現在、市内で重症心身障がいを抱えている方が入浴できる事業所  
がごく限られているという現状がございますので、単価を見直して、より一層受け入れ口  
が大きくなるということはもちろんのこと、実際そこでもなかなか入浴ができない方も  
いらっしゃいますので、訪問入浴サービスを創設して、まず入浴の環境を整えるというこ  
とを考えております。市といたしましても外出の機会は大事だと思っておりますので、この  
事業を含めて行ってまいりたいと考えております。以上です。

#### 立崎委員長

板垣委員。

#### 板垣委員

何点かお伺いいたします。順序が不同になりますけれども、よろしく申し上げます。ま  
ず 109 ページの生活保護についてお伺いいたしますけれども、新年度予算では大体何世帯、  
何人くらいの生活保護を想定しているのでしょうか。そしてそれに対応するケースワーカ  
ー等の体制ですけれども、何人でどのような形で行うのかお伺いいたします。生活保護法  
がかなり改定されまして、私は改悪と言っているのですが、まず 25 年、26 年、27 年です  
か、3 年間に渡ってというのは支給額は減りましたよね。さらに申請自体しづらくするとい  
う、門前払いあるいは水際作戦的なことが行われようとしているわけですけれども、これ  
らの法改定に伴う実際の業務としてはどのようなようであったか、お伺いいたします。

それから 93 ページの子ども発達支援についてですけれども、まずは事業評価調書では、  
この計画では平成 27 年度は地域関係機関支援 180 件、あるいは保育所等訪問支援というよ  
うな中で、27 年度の予算は直接事業費として 1,218 万 8 千円ということでしたけれども、  
この予算附属資料では 1,444 万 3 千円、かなり増額されていますけれども、この増額の理由  
についてお考えをお聞きいたします。

それから障がい者地域活動支援、89 ページですけれども、支援の対象となる団体としては手仕事屋、クレイン、そして MHC があると思いますけれども、まずこの 3 団体の実際の活動実態どうなのか。手仕事屋への補助が少し減少しているようですけれども、実態はどうなのか、お伺いいたします。

それから 105 ページの高齢者総合相談支援事業あるいは権利擁護の事業についてお伺いいたしますけれども、総合相談としては具体的にどのようなことを想定されているのか、お伺いをいたします。

#### **立崎委員長**

大坂主査。

#### **大坂生活保護担当主査**

生活保護の世帯数や人数の関係をお答えいたします。直近の生活保護の世帯数は、これは平成 27 年 1 月現在になりますけれども、被保護世帯数が 465 世帯、それから保護人員は 693 人となっております。26 年 4 月現在では世帯数として 446 世帯、保護人員は 672 人となっておりますから、世帯数としてはおよそ 19 世帯、人数としても 20 人ほど増加しておりますので、平成 27 年度においても微増ながら増加傾向に推移すると考えております。続きましてケースワーカーの数でございますが、これは社会福祉法に決められておまして、市の場合は世帯数 80 世帯に 1 人という割合になっておりますので、今現在の 465 世帯ということになりますと、5 人のケースワーカーが必要であるということで、現状は 5 人のケースワーカーで事務を実施しております。それから生活保護法の改正の件ですが、その改正の内容によって実務上どうなったのかということですが、法律では扶養義務者の方の範囲や申請書の様式が見直されたということはございますけれども、実務上の業務の影響については特にないと考えております。以上です。

#### **濱田発達支援担当主査**

子ども発達支援事業の増額についてのお答えをいたします。子ども発達支援事業の中に保育所等訪問支援を追加サービスとして行う予定ですが、この追加サービスを始めるために、非常勤職員 1 名の報酬分の増額ということになっております。以上です。

#### **立崎委員長**

川又主査。

#### **川又障がい福祉担当主査**

それでは地域活動支援センター事業についてお答え申し上げます。板垣委員がおっしゃいますとおり、地域活動支援センターにつきましては現在 3 カ所、手仕事屋、クレイン、

MHC があり、MHC につきましては委託で、残りの 2 団体は補助を行っております。補助による地域活動支援センター、これは手仕事屋ですけれども、その部分が補助額としては下がっております。これは、実際利用の人数が減少しているものですから運営団体である法人との打ち合わせによりまして、その人数にあった形の補助金の単価ということにしておりますので、減額という形なっております。以上です。

#### **立崎委員長**

野切主査。

#### **野切高齢者相談担当主査**

高齢者の総合相談の相談内容に関しましては、介護保険制度の利用の仕方や医療に関すること、福祉の相談など、総合的に生活を見ながらお受けしている状況です。認知症などの介護に係わる相談もお受けしておりますし、権利擁護の関係では成年後見制度の利用に関するサービスの内容や利用の具体的な方法などをお伝えしているところです。以上です。

#### **立崎委員長**

板垣委員。

#### **板垣委員**

まず生活保護についてお伺いいたしますけれども、確かに法律的に市部ではそのケースワーカーの数ですけれども、80 世帯に 1 人、あるいは郡部では 65 世帯に 1 人という形になっているかと思っておりますけれども、465 世帯近くになっているという状況からして、もう少し増やしていくべきではないかと思っております。経験あるいは業務等についてもお伺いしたいのですが、例えば以前、議会でも紹介させていただいたかと思っておりますけれども、釧路の場合ですが、保護人員で 1 万人という大体そんな状態ですから、うちの 15 倍ぐらいという形になっているのですけれども、それだけにやはり体制もかなり充実しております、専門の課長職で 5 人、主査職で 20 人、その他に嘱託職員も多数抱えておまして、その中で具体的に、例えば医療関係の専門の相談員や支援員、年金専門の相談員という職員を抱えているわけです。うちの場合、ケースワーカー 1 人がすべてのそういった相談に乗るというのは非常に難しいことではないかと思うのですが、ですからそういうある程度専門分野別の担当ということも必要ではないかと思っておりますけれども、この辺についてお伺いいたします。

それから、子ども発達支援センターについてですけれども、この説明資料では専門スタッフという形になっているわけですが、今の回答では非常勤 1 名ということですが、非常勤のどういう専門の方なのか。こういった子ども発達支援に係わる方ですから、理想的には作業療法士や理学療法士など、そういう資格を持った人が望ましいと思うのですが、どのような専門スタッフがどのような、例えば保育所でどのような支援をしていく

のか、もう一度お聞かせ下さい。

それからもう 1 つ、最初の質問で漏れていまして、大変申し訳ございませんけれども、87 ページの公的介護施設整備支援事業についてお伺いいたしますけれども、これは具体的にどこどこという見通しがあるのでしょうか。1 億 6,244 万 2 千円ということで結構細かい額が書かれておりますけれども、もう見通しがあるのでしょうか。これが例えば 27 年度にできなくて 28 年度あるいは 29 年度にずれ込んだ場合、この予算措置がどういう状況になるのかお伺いします。それからこの予算書では、特にこの中で交付金 1 億 6,244 万 2 千円の中で資本形成的性格なもの 1 億 2,907 万円となっているのですが、これがどういうことなのかお聞かせいただきたいと思います。

それから障がい者地域活動支援事業についてですけれども、手仕事屋、クレーン、MHC 各々が活動する場合には、工賃を支払うとなっておりますけれども、工賃の支払い実態、大体いくらずつ支払われているのかお伺いいたします。それで MHC についてこの前もお伺いしたのですが、この委託書によりますと上限 900 万円ということになっていきますよね。実際にいくらで委託されているのかお伺いしますが、精神保健福祉士が実際には 2 名専従の状態で就かれていると思います。そういう状況に対して 900 万円以下の委託料、消耗品費やいろいろなものが入るわけですから、委託料すべてが人件費ではないわけで、人件費換算で見ると非常に低額の委託ではないかなと思うのですけれども、その辺のところはどうなのかお伺いします。

それから高齢者総合相談支援事業及び権利擁護事業ですけれども、この相談事業、権利擁護等を含めて、まずは窓口が一本化されるべきではないかと。どんな高齢者相談でもまず一つの窓口でお受けしますよと。そういった中でこの分については、成年後見制度があるからそちらの専門に任せましょうという形でしかるべきだと思いますけれども、そういう体制になっているのかどうかお伺いいたします。それから主に、そういう相談はその当事者あるいは家族の方々の相談のような気がするのですが、実際に高齢者を抱える地域ではかなりいろいろな問題が生じているわけですね。例えば私の住んでおります山手町 3 丁目自治会で見ますと、94 世帯ですけれども、そのうちの 2 件ほどが空き家になっていまして、92 世帯が実際に住んでいるのですが、勘定してみますと、そのうちの 9 世帯が 80 代、90 代という高齢の単身者なのです。どこも団地内で見ると、大体どの町内会もそうなのかなと思いますけれども。それである時、隣の単身住まいの方の玄関に新聞が溜まっていると、おかしいということで覗いてみたら、居間に眼鏡が置きっ放しになっていると。これはおかしい、大変だ、どうしようということで隣近所が集まって相談したのですが、もうどうしようもない、窓を叩いただけでどうしようもない、困った困ったといったところに、たまたまご近所の方が、その息子さんの電話番号を知っているから息子さんに電話をかけてみようということで電話したら、入院していますよというような状態だったということですが、隣の町内会でも同じような事態が起こりまして、これは大変だということで救急隊に来ていただいて窓ガラスを破って侵入し、玄関で倒れているところを発見して



救急搬送したということです。私が申し上げたいのは、地域が異変に気がついた時に、迅速な対応が取れるようにしてもらいたいということです。例えば私、板垣が単身住まいになって、板垣がおかしいと。どうやって誰に連絡をしたらいいだろうかということについて、すぐに、例えば市の高齢者支援課に板垣がおかしいのだけれども、誰かその連絡先を教えてくださいとか、連絡してくれないかとかいう対応が取れるようになっているのか。取れるようにしてもらいたいと思いますけれども、その辺についてお伺いします。

#### **立崎委員長**

木下課長。

#### **木下福祉課長**

最初に生活保護の関係で、ケースワーカーの増員の関係あるいは専門職の関係につきましてお答え申し上げます。ケースワーカーの部分でございますが、過去 3 人の時代もございましたが、4 人、5 人と今増えている状況でございます。その目安にしていまいりましたのは、社会福祉法に載っております標準数、80 世帯 1 人という部分ですね。これを目安にしていまいりましたので、生活保護の状況を先ほど主査がお答えいたしました、全国的にも少し似た傾向があるのかもしれませんが、うちは被保護人員は結構横ばいの状態で、今少し増え始めたところ、ところが、世帯数は増えていくという状況が私どものまちではあります。今 460 台ということでございますので、先ほどの 80 でいきますと 6×8 ですので 480 世帯、この辺が見えてきたときに、総務部をお願いして人を配置していただくということで、考えていくようになるのかなと思っております。それから医療関係、年金関係の専門職といいますか、専門家といいますか、この配置についてでございます。釧路と確かに人員が違いまして、釧路まで多くなくても、こういった医療や年金の関係で専門の職員を置いている所はあるとは思いますが、ただ私どもの状況を見まして、医療の関係は福祉課に保健師もおりますので連携しやすいという部分がございます。年金は市民課ですが連携は十分取れますので。さらにその業務量として生活保護受給者の部分で 1 人工あるかということ、そこまではないと踏んでおりますので、業務量の兼ね合いで今後考えていかなければならないのかなと考えております。以上でございます。

#### **立崎委員長**

佐藤主査。

#### **佐藤予算担当主査**

質問にありました補助金の種類のうち、資本的形成的性格なものについてご説明をいたします。補助金には 2 種類ありまして、運営費等々、消耗品などに係る補助金と、建物を建てる時のその建築費用に直接あてる補助金がありまして、後者は財務統計区分上ですけ

れども、市全体の資本の形成にあたるということで建設事業扱いになるということがありまして、それで分けて記載してあるということです。今回の公的介護施設整備支援事業だとしますと、交付金の方が、例えば施設の開設に伴う備品などの建設に係らないところで、資本的形成的性格なものは直接建物を建てるための補助金にあたる部分という区分けになっております。以上です。

**立崎委員長**

小林課長。

**小林高齢者支援課長**

ご質問のありました介護施設の整備する場所についてでありますけれども、グループホームにつきましては、市内の整備状況も含めまして、公募していく形で考えております。公募した中で業者が選定できなかった場合につきましては、道の介護基盤整備事業の交付金を、また次年度に要望していくという形になっております。以上であります。

**立崎委員長**

濱田主査。

**濱田発達支援担当主査**

子ども発達支援事業の保育所等訪問の専門スタッフについてお答えいたします。保育所等訪問事業につきましては、いろいろと専門的な支援を必要とするお子さんがいます、言語障害、運動発達、それから心理面など、さまざまなお子さんに対応しなければいけないものですから、まず職員訪問の体制整備ということで当初考えておりました。それで幸い作業療法士の応募があったものですから、今後実際にいろいろと事業を進めていく中で、どのように活用できるのか検討していきたいと思っております。支援の内容につきましては、契約されたお子さんに対する直接的な処遇支援、それと訪問先の施設のスタッフに対する支援、アドバイスなどを行うことができます。以上です。

**立崎委員長**

川又主査。

**川又障がい福祉担当主査**

それでは障がい者地域活動支援センター事業の関係でお答え申し上げます。まず工賃の部分でございますけれども、26年度のデータは、まだ決算を終えていないので持ち合わせていませんが、25年度のデータで申し上げますと、利用人数の平均から割りますと大体、月に3千円から多くて1万円ぐらいという状況でございます。地域活動支援センターにつ

きましては、創作活動、生産活動、日中活動が行う事業でございますので、必ず工賃を発生させなければならないという事業ではありません。サロンの活動で行っている方々もいらっしゃいますので、利用者の部分によって工賃にばらつきは生じているという現状でございます。あと MHC の委託料のご質問でございましたが、板垣委員のおっしゃいました委託料の上限額が、現在の年額の契約金額となっております。今現在、契約が 25 年度から 27 年度の 3 年間の契約となっております、27 年度末で見直しの時期が来ていますので、その時に委託のあり方や人員配置の部分について、運営の法人と協議しながら、また、利用者ともお話ししながら勉強させていただきたいと思っております。以上です。

#### **立崎委員長**

野切主査。

#### **野切高齢者相談担当主査**

高齢者の総合相談窓口の一本化に関するご質問にお答えいたします。高齢者の介護や保健福祉に関する総合的な相談窓口として、市内には高齢者支援センターという相談窓口を、4 カ所担当地区を決めて設置しているところであります。できるだけ、高齢者支援センターが相談をお受けするような形で周知を図っているところであります。高齢者支援センターに入った相談に関しましては、状況を整理しながら、必要なところにサービスを繋げていくという関わり方をしております。地域の見守り体制に関することなのですが、やはり高齢者が 1 人暮らしで、実際に家で倒れていたという例も高齢者支援センターに相談が入ったりしております。地域の方の協力を得るためには、民生委員に高齢者支援センターの周知を図ったり、町内会や福祉委員会には、地域たすけあい会議などで高齢者支援センターの活動を紹介し、高齢者の暮らしに関わる人や関係機関など、さまざまなネットワークで異変に気付くという体制が大切だと思っておりますので、新聞販売店や郵便局、個配する民間事業所にも見守り体制をとっていただくために、何か異変に気付いた場合は、高齢者支援センターの窓口や市役所にご連絡をくださいという、高齢者等地域見守り事業も実施しております。こういったネットワークを作りながら、相談窓口をできるだけ高齢者支援センターに集約して、広げていきたいと考えているところであります。

#### **立崎委員長**

板垣委員。

#### **板垣委員**

生活保護についてお伺いいたしますけれども、どんどん悪化の一途を辿っているのではないかと思うのですが、この支給額について、さらに下げていこうということで、冬季加算あるいは住宅扶助の減額が検討されていると思いますけれども、これがどのようになる

のでしょうか。そして住宅扶助等についても、今は最大月 3 万 8 千円でしたっけ、9 千、この状態でもう住む所がほとんどないと思うのです。公営住宅以外はですね。これがさらに 3 万 5 千円になり、3 万円になり、こうなったら本当に北広島では生活できない。そういうことを生じさせない措置が必要だと思いますけれども、これについてどうするのか。住宅扶助がもし減額された場合には、市独自でも減額を食い止めるような措置を取るのかどうか等も含めてお伺いいたします。

介護施設整備については、これはまだ地域的にも決まっていないということですね。それで 1 つお伺いしますけれども、グループホームですと、今までは要支援 2 以上ということでしたけれども、今度要支援の方々が地域支援事業に移るとかいう場合ですと、要支援 2 の資格もなかなか取れなくなるという状態にもなると思うのですが、その場合にはやはりグループホームにも入れなくなるのかどうかお伺いします。

それから子ども発達支援事業については、とりあえず作業療法士を確保されたということでしょうか。この方は任期付き職員ではないですよ。非常勤ということですね。わかりました。ぜひ保育所に出向いて、適切な指導をしていただくようお願いしたいと思いません。

それから MHC についてですけれども、先ほども申し上げましたように、この契約金額 900 万円ということですが、900 万円で人件費はもとより、事務用品、水道光熱費、燃料費、損害保険料、これら全部を賄えということですよ。非常に厳しい状況だと思います。こういう厳しい状況にも係わらず今、何十人でしたかね、利用者に対してもう少し適切な利用をしていただくために、人員をもう 1 人増やしたいという意向もお伺いしましたが、そのような意向に対して適切に対応できるように、契約期間がもう 3 年間と決まっているからこの 3 年間はもうだめだよということではなく、実態にあったような契約更改というものも必要ではないかと思えます。それから MHC の現場を見て感じたのですが、相談支援体制というのがなかなか取れていない、大部屋があって、あと事務室があるということで、利用者の方々が精神的に落ち込んでいるとかあるいはいろいろな問題を抱えている時に、個別に面接してじっくり話を聞いて対応するための個室のようなものも必要ではないかと思うのですが、その辺をどうお考えなのか、お伺いします。

高齢者相談支援事業については、緊急時の連絡体制などは整っていると考えてよろしいのでしょうか。私が困った場合にはいつでも高齢者支援課に相談すれば、どこのお隣さんについても適切な情報なりを教えてもらったり、あるいは市で適切に対応していただくという体制になっているのかお伺いします。

#### 立崎委員長

木下課長。

**木下福祉課長**

生活保護の基準の見直しの関係で内容はということでございますが、現段階では 2 月 23 日に厚生労働省で都道府県の部局長を対象とした説明会が開かれております。部局長相手ということもありまして事細かな指導ではなく、私どもは厚生労働省のホームページからダウンロードして知っているという状態でございます。3 月 20 日には道庁で全市向けの説明会があるということで、そこでは本当に細かな内容が伝わってくるのではないかと思います。板垣委員がおっしゃっていましたように、住宅扶助、これは単身、2 人から 6 人、7 人以上という 3 区分で金額を決めておりますが、これを単身、2 人から 6 人という部分が 2 人だけの世帯、3 人から 5 人の世帯、6 人の世帯という区分に分けられるということもこの資料には載っております。実際問題としてこの基準額、うちの場合は 2 万 9 千円の単身がベースになって、それかける 1. 何倍ということで、2 人以上の世帯などと決まってまいりますが、これが上がるのか下がるのか、あるいはそのままなのか、北広島市がどうなるのかは今のところ情報がないという状態でございます。それから冬季加算については、現在 11 月から 3 月までが支給の対象期間になっておりますが、これは延びるように聞いております。7 カ月ベースということですから、恐らく前後に 1 カ月ずつ、ですから 10 月から 4 月までとなるのではないかと思います。金額については一例として挙げられているだけで北広島市がそのままになるかどうかはわかりませんが 2 級地 1、これは北広島と一緒にございます。これで見ますと、現在 5 カ月間で 11 万 400 円というのが単身の冬季加算の金額になります。この資料を見ると 7 カ月間には延びますが、総額では 8 万 7,800 円、結果 2 万 2,600 円減額になると見える資料がございます。先ほども申し上げましたように、3 月 20 日の説明会できちんと聞かなければ、今申し上げていることが本当に正しいかどうかわかりません。それで住宅扶助の見直し、下がる部分について、このままなのかというお話もございました。生活保護制度につきましては、国が最低基準を定めてやっているものでございますので、国があくまでも責任を持ってその基準も決めてくるものだと思っております。以上であります。

**立崎委員長**

小林課長。

**小林高齢者支援課長**

グループホームへの要支援 2 以上の方の入所ということですがけれども、介護保険法の改正におきまして、どちらかというと軽度の方への利用の充実が図られると考えております。グループホームへの入所につきましては、従来どおりですので、在宅で生活が困難という部分で介護サービスを必要とされる方ということで、要支援 2 以上の方が入所可能でございますので、この方たちにつきましては従来どおり介護の認定を受けていただく中で、利用していただくこととなります。以上であります。

**立崎委員長**

川又主査。

**川又障がい福祉担当主査**

地域活動支援センターの MHC についてお答え申し上げます。委託料のお話でございますけれども、人員配置の部分や委託のあり方を含めまして協議させていただきたいと考えております。

相談についてですが、現在、相談のお部屋について個室はございませんが、同じ福祉センターの障がい者相談支援センターみらいの相談室や、社会福祉協議会の相談室などもお借りしまして、相談を承っている状況でございます。また市の保健師等々とも連携しながら、障がいのある方の個別相談に応じている現状でございますので、その部分につきましても相談の体制について、法人とも協議をしていく必要があろうかと考えております。以上です。

**立崎委員長**

野切主査。

**野切高齢者相談担当主査**

緊急時の高齢者の連絡体制についてお答えいたします。緊急時の連絡体制について整ってきているのかというご質問ですが、昔から比べますと少しずつ整ってきていると思います。先ほど、入院した方の情報などをご近所の方へ流すご質問もあったのですが、個人情報でありますので、個人の同意をとった上で、必要性に応じて、ご近所の方にもお伝えいたします。市役所でも緊急連絡を把握していましたら、ご本人やご家族にも確認をとり、連携体制として、希望があればご近所の方に情報をお伝えすることも可能かと思っております。それが難しければ、市役所でも救急の場合、人命救助になるという判断では、救急隊と連絡を取りまして、鍵を壊してでも中に入っていく等の連携をとってまいりたいと思っております。

**立崎委員長**

他にございませんか。谷浦委員。

**谷浦委員**

逆戻りしますが、87 ページ、ミニデイサービス事業、また老人クラブ活動支援事業について 1 つだけお聞きします。現在、市老連の会員は何名なのでしょう。19 団体のミニサロンの利用者は何名なのか。また補助金の割り当てとして、1 人当たりの金額はいくらになるのか。新しい会と老人会と 200 万円ほどの差額はなぜなのか、お伺いいたします。

**立崎委員長**

川口主査。

**川口高齢者福祉担当主査**

ただいまのご質問にお答えいたします。まず老人クラブでございます。平成 26 年度の老人クラブの会員数ですが 1069 名でございます。単位老人クラブ数につきましては 29 団体でございます。次にミニデイサービスの実績数値ですが、平成 25 年度につきましては開催回数が 557 回、利用者数は 8,657 名、平成 26 年度につきましては、昨年 12 月末現在の数字ですが、開催回数が 453 回、参加者が 5,841 名となっております。地域お茶の間につきましては、平成 25 年度は開催回数が 126 回、利用者数は 2,036 名、平成 26 年度につきましては、こちらも昨年 12 月末現在の数字ですが、開催回数が 87 回、延べ参加人数は 1,415 名となっております。

ご回答が戻りまして大変申し訳ございませんけれども、老人クラブの 1 人当たりの助成額ですが、市が市老人クラブ連合会を通して単位老人クラブに助成する額につきましては、1 人当たり月 100 円で計上しております。また 1 団体につきましては、1 カ月 2,700 円で計上しております。

また、助成額で 200 万円ほどの差があるというご質問ですが、こちらは市の老人クラブ連合会への助成額と、単位老人クラブへ助成されている額との開きかと思いますが、こちらにつきましては、市の老人クラブ連合会に助成している額は、単位老人クラブに助成する額以外に、市老人クラブ連合会が運営するべき事業の経費や事務局の経費等が含まれている関係で、市老人クラブ連合会に助成している額と単位老人クラブに助成されている額に開きがあります。以上です。

**立崎委員長**

谷浦委員。

**谷浦委員**

老人会会員が減少傾向と聞いております。また老人会会員として補助金が少ないと聞いておりますので、今後増額を考えていただきたいと思っております。要望としておきます。終わります。

**立崎委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

それでは簡潔に 3 点ほどお聞きいたします。87 ページ、ふれあい温泉事業。これは何人

かの方からお聞きしたので違う角度で 1 点。26 年度の実績としまして、竹山高原温泉、クラッセホテル楓々、それから森の湯とありますが、それぞれふれあい温泉事業で利用する場合、竹山高原温泉は月曜日から日曜日まで、それからクラッセホテル楓々は今、土日が利用できないのかな、平日かと思うのですが。それから森の湯はパークゴルフをやったときと。条件が違うのですが、それぞれの施設の 26 年度利用実績が分かればお聞きしておきたいと思います。

それから 2 点目、89 ページ、福祉バスの運行事業。26 年度に申し込み人数を 20 人から 15 人に緩和していただいて、各方面から使いやすくなったというお声を聞いております。まず実態としてどのような状態であったのか。予算を見ますと 27 年度は 400 万円ほど増額になっております。利用増が見込まれるのではないかとということでの予算計上だと思うのですが、この内訳はどうなっているのかご説明願います。

最後に 99 ページ、ひとり親の事業ですが、これは各委員からいろいろな質問がありましたが、私は厚生労働省の学習支援ボランティア事業に関して質問いたします。厚労省の事業で、今、北海道では札幌だけが実施していると聞いておりますが、自治体が公民館などで、大学生や教員 OB らがボランティアで勉強を教えるということで、これまで国の補助が月 2 回だったのを週 1 回、年間で 52 回に増やすという方針を厚労省が打ち出したと先日報道されております。本市の現状と今後の取り組み、これに関してはわが党の木村委員が代表質問でも、生活困窮者の支援事業の中で勉学の支援が今回盛り込まれて、これも今後検討するとなっておりますが、生活困窮者の学習支援とひとり親の学習支援、これはほぼ所得等々、条件からいくと重なる部分も多いのではないかとと思うのですが、今後この事業をどのように市で整理して進めていく考えなのか。ここまず 1 回目お聞きします。

#### **立崎委員長**

川口主査。

#### **川口高齢者福祉担当主査**

ふれあい温泉事業の利用者数についてお答えいたします。平成 26 年度でございます。手元にあります資料が 1 月末現在の資料になっておりますので、1 月末現在でお答えいたします。竹山高原温泉ホテルの利用者数が 1 万 4,004 名、クラッセホテル楓々は 4,835 名、森の湯は 3,873 名、合計 2 万 2,711 名でございます。以上です。

#### **立崎委員長**

林主査。

#### **林福祉庶務担当主査**

福祉バスの利用状況についてお答え申し上げます。まず平成 26 年 4 月からバスの運行要



綱を改正いたしまして、最低利用人数を 20 人から 15 人に改正しております。その利用状況ということですが、平成 26 年度につきましては 2 月末現在で、ふれあい温泉事業の利用分を除いた一般団体の利用台数が 274 台、そのうち 15 人から 19 人で利用した団体が 65 台、率でいきますと 23.7%がこの 15 人から 19 人の利用となっております。次に平成 27 年度と平成 26 年度の予算比較の時の増額の部分ですが、こちらにつきましては、26 年度の利用が増えていることを踏まえまして、バスの運行管理業務委託におきまして、26 年度当初予算と比較して 33 万 6 千円の増、5 月から 10 月に民間バスを借り上げております借上料につきまして、平成 26 年度当初予算と比較しまして、260 万 2 千円の増で計上しております。以上であります。

#### **立崎委員長**

富田主査。

#### **富田次世代育成担当主査**

ひとり親の子どもの学習支援についてお答えいたします。藤田委員がおっしゃいますとおり、現在道内では札幌市のみで行っております。元々こちらにつきましては、札幌市母子寡婦福祉連合会が単独で行っていたものを、札幌市が委託という形で改組して事業を行っているものであります。現在、国においては、政令市には直接、また都道府県が市町村に補助したのに対して都道府県に補助するという補助制度になっておりますが、道にはこの補助制度要綱がありませんことから、道が市町村に補助するという状況に現在のところになっておりません。現在、札幌市を除いて全道で行っている市町村はありませんことから、状況を含めて確認してまいりたいと考えております。以上です。

#### **立崎委員長**

藤田委員。

#### **藤田委員**

再質問します。福祉バスに関しては民間借上げが 27 年で 260 万円くらいアップするということで、これはそういう意味では、15 人から 19 人までが 23%の団体が申し込んでいる、その借り易さが一つの要因であろうと思うのですが、この 260 万円増額するのは、ちょうど観光シーズンが土日集中するのかそれとも平日が多いのか、まず実態はどうなっているのかお聞きしたいと思います。それからこの傾向はさらに強まると予想しているのかどうかお聞きします。

ひとり親支援に関しては、今、道の補助制度また窓口がまだないということなので、これは今後の推移を見守りたいと思うのですが、市役所内において、先ほど言いました生活困窮のメニュー、それからこちらのひとり親のメニュー、この辺の整合性といいますか、

事業としてばらばらにやるのか、それともほぼ対象者が重なることからいくと、市の中で一本化を考えて進めていくべき話なのか。今後の方向性についてお答えください。

**立崎委員長**

林主査。

**林福祉庶務担当主査**

バスの借り上げの予算の内訳についてお答え申し上げます。まずバスにつきましては、年間で市保有のバス 1 台と、5 月から 10 月の繁忙期には民間のバスを最大 1 日 2 台借り上げて、合わせますと、5 月から 10 月にかけては 1 日最大 3 台の運行が可能となっております。今年度の利用状況を見てみますと、今まで平日で利用されていた団体の方も、26 年度につきましては土日祝日に結構利用が集中しておりまして、それ以上の分析は今のところできていないのですが、土日祝日は結構埋まっている状況になっております。また借り上げのバスの実態につきましては、5 月から 10 月の繁忙期はほとんど平日も埋まっているような状況になっておりまして、260 万円の増額で計上させていただいております。以上です。

**立崎委員長**

木下保健福祉部長。

**木下保健福祉部長**

学習支援につきまして、ひとり親の枠組みでやるのか、生活困窮者でやるのかということですが、明確な方向性を今は持っておりませんが、目的とするところは、貧困の連鎖を断ち切るなどそういうところにあると思いますので、できるものであれば一緒にやっていくのが効率的かなと思いますが、その財源の充て方なども出てくるでしょうから、今後の課題にしていきたいと思っております。以上です。

**立崎委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

最後に 1 点だけ。借り上げバスで、市で 1 台、それから借り上げで 2 台で 1 日最大 3 台まで受け付けますよということですが、26 年度で同じ日に 4 団体以上が申し込んで、中にはお断りというケースがあったのかなかったのか。そこだけお聞きします。

**立崎委員長**

木下課長。

**木下福祉課長**

ご質問のお答えにならないかもしれませんが、25 年度までは 4 台目というお話はほとんどなかったと聞いております。26 年度はまだそこまで分析が追いついておりませんので、改めて分析をしていきたいと考えております。以上であります。

**立崎委員長**

他にございませんか。  
(「なし」と呼ぶものあり)

**立崎委員長**

以上で国民年金費を除く民生費及び教育費のうち教育総務費の幼稚園就園奨励費事業の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 時 15 分

再 開 14 時 18 分

**立崎委員長**

休憩を解き再開いたします。  
次に衛生費の質疑を行います。田辺委員。

**田辺委員**

それでは 3 点について質問いたします。予算書 112 ページの予防接種推進事業についてですけれども、以前から何度か質問しているのですが、子宮頸がんの予防ワクチンについてですけれども、厚生労働省による積極的な接種勧奨の差し控えがまだ続いているかと思えますけれども、今現在、当市の対応はどのようにやっているのかお伺いいたします。

続いて 116 ページの環境保全事業ですけれども、この事業の内容について教えていただきたいのですが、環境監視員が事業所等の監視を行うとありますけれども、どのような事業所を何カ所、どのように監視されているのか、内容について教えてください。

それから 117 ページの温暖化対策推進事業ですけれども、この地球温暖化対策実行計画の素案、パブコメも終わったかと思いますが、基本方針の 1 つに再生可能エネルギー等の、環境に優しいエネルギーの導入拡大とありますけれども、今年度はこれに対してどのようなことを進めていかれるのかお伺いいたします。

**立崎委員長**

及川健康推進課長。

### 及川健康推進課長

子宮頸がん予防ワクチンの定期接種化についてお答え申し上げます。現在、田辺委員がおっしゃるように、積極的な受診勧奨につきましては国で控えている状況になっておりまして、これは国の方針として決定されているものでございますが、本市といたしましても、この国の勧告に従いまして、現在対象者の医療機関への周知等に努めているところでございます。今後の対応につきましては、今現在、国の検討部会におきまして、副反応症例につきましの調査、専門家による評価を行っているところでございまして、積極的な勧奨の再開の是非を含めて、改めて現在検討している状況です。本市といたしましても、この国の判断に基づきまして、今後対応してまいりたいと思っております。以上です。

### 立崎委員長

中田主査。

### 中田環境保全担当主査

次に環境監視員の監視活動についてですが、具体的な箇所数は把握しておりませんが、具体例として申し上げますと、例えば堆肥場からの悪臭ですとか、建設工事現場における騒音問題、あるいは油事故現場における現地調査、立ち入り調査等を行っております。以上であります。

### 立崎委員長

阿部主査。

### 阿部環境政策担当主査

再生可能エネルギーの導入方法についてお答え申し上げます。今回計画の中で再生可能エネルギーにつきまして、市民アンケート調査の中でも回答いただいておりますので、その中で約 7 割が情報提供の必要性を求めておりましたので、昨年度に引き続き環境ひろば等のイベントや、小学校でのエコ講座等の中で温暖化について周知していきたいと考えております。

もう一つ、太陽光発電システムの市民向けの補助の件数ですけれども、昨年までは 33 件だったのですが、これを増やしまして 40 件としております。以上でございます。

### 立崎委員長

田辺委員。

### 田辺委員

子宮頸がんワクチンについてですけれども、26 年度の事業評価を見たら数字があつて、

そこに 25 年度は延べ 90 人接種と書いてあって、26 年度が 900 人となって、大幅に数が増加しているのですが、この理由について。それと既に受けた方やこれから対象となる年齢の方で、国の積極的に勧奨しないという、副反応の事例も沢山出ていることに対する保護者の方からの問い合わせ等はないのかどうかお伺いいたします。

それから環境保全事業ですけれども、これも事務事業評価を見ますと、環境に関する苦情が 26 年度は 6 件あったとなっていました。これはどのような内容なのか教えてください。それと温暖化対策で太陽光エネルギーも枠を拡大したことはとてもいいことだと思いますが、以前からも何度かお話しているように、やっぱり再生可能エネルギー、3. 11 以降これについて当市としても何か導入できるものはないか。市民会議ですとか、事業者、学識の方を巻き込んで話し合う場を設けていくべきではないかと思うのですが、北広島にも何かそういう資源があるのではないかと私は思っているのですが、国の方針を待つばかりではなく、まず自分たちのまちから始めるということで、地域の中で少しでも化石燃料に頼らないエネルギーを見つけ出すという、そして地域の中で消費していくという、そういう努力をすべきではないかと思うのですが、この点について何か積極的な試みというのはないのか、お伺いいたします。

#### **立崎委員長**

上森主査。

#### **上森健康推進担当主査**

子宮頸がんワクチンの件についてお答えいたします。平成 25 年 6 月から国で勧奨を控えるようになったのですが、26 年の事業につきましては勧奨が再開する時期がはっきりしていかなかったこともありまして、26 年の予定として、その前の年までに実績のある数字で 900 名というのを挙げていたわけでございます。副反応の事例等について問い合わせがあったかということですが、今のところはない状況でございます。以上です。

#### **立崎委員長**

中田主査。

#### **中田環境保全担当主査**

次に公害に係る苦情件数についてですけれども、6 件の内訳につきましては、騒音、振動、悪臭、水質に関するものとなっております。以上であります。

#### **立崎委員長**

阿部主査。

### 阿部環境政策担当主査

再生可能エネルギーの話し合いを行う場ということでお答え申し上げます。今現在、確かに田辺委員がおっしゃるとおり、市民、事業者、皆さんを巻き込んでという場はございません。唯一あるとすれば、地球温暖化対策地域協議会との話し合いの中で、再生可能エネルギーについても話をすることはありますけれども、学識経験者ですとかそのような方を巻き込んでというところはございませんので、今後、道内の先進事例などを参考に、小規模のものでも導入できるものがあるかどうか検討させていただきたいと考えています。以上でございます。

### 立崎委員長

田辺委員。

### 田辺委員

今のお話ですけれども、本当に小規模なものでもかまわないと思います。道内でも下川町とかいろいろな所で、小さな町でもいろいろ努力されている所がありますので、ひいてはやはり温暖化の予防に繋がると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから環境保全事業ですけれども、悪臭、振動、騒音などに対しては解決されているのか。実はたまに市内で、どこの臭いかわからないですけれども、鶏糞の臭いはあまりしなくなったと思うのですが、私、たまにデイサービスの送迎をしている時にどこの地域ということはないですけれども、すごく硫黄の臭いといいますか、温泉の臭いのような、なにか卵の腐ったような臭いというか、それをいろいろな所で、どこということはないですけど、地域に行って車を降りる時にすごく臭いがすることがあるので、そういうことが他の方からないのかなとすごく不思議に思っていたので、解決にきちんと繋がっているのかをお伺いします。

それから子宮頸がんですけれども、やはりその数字を見ると 90 から 900 というのは、市はこれから積極的にやろうとしているのかなと取られる数字だと思います。厚労省が出しているパンフレットでも、ワクチンの意義と副反応の両方を十分に理解してから接種してくださいと広報しているということで、やはりすごく副反応の症例が、本当に未だに苦しんでいるお子さんたちがいて、その映像とかもいろいろな所で見る機会があると思いますので、慎重に、厚労省の方針が出てからということですが、ただホームページにワクチンの定期接種は載っていますので、この辺は厚労省からのそういう両方をちゃんと理解してからということ、市としてもしっかりと広報して進めていただきたいと思います。

### 立崎委員長

中田主査。

**中田環境保全担当主査**

悪臭についてですが、まずホクリョウですね。以前は場内で発酵処理させておりました、臭いがかかなりきつかったと思いますが、現在は全量を施設外で処理しております、臭いはかなり収まっていると思います。ただそれ以外に畑に野積みになっている堆肥からの悪臭苦情というのが寄せられることがありまして、そういった所には出向いて、なるべく早く畑にすき込むように、あるいはブルーシートをかけて臭いの拡散を防ぐようにと指導しております。以上であります。

**立崎委員長**

他にございますか。板垣委員。

**板垣委員**

ごみ処理広域化事業についてお伺いします。まず、先ごろ民生常任委員会でも基本計画の概要はご説明されていましたが、基本計画作成の総費用がどのくらい掛かったのかお伺いいたします。それから栗山町から参入申し込みがあったわけですけれども、その対応がどのようであるか再度お伺いをいたします。生ごみの影響について、先日の鈴木委員の代表質問に対して、生ごみを混合処理してもしなくても建設費あるいは維持管理費に影響はないという、私にとっては耳を疑いたくなる答弁をいただいたのですが、再度答弁を求めます。

**立崎委員長**

米村主査。

**米村廃棄物計画担当主査**

広域におけます基本計画策定の委託業務の費用について、お答え申し上げます。約 1000 万円となっております。以上でございます。

**立崎委員長**

高橋環境課長。

**高橋環境課長**

板垣委員の質問にお答え申し上げます。まず栗山町の経過でございますが、これまでの経過についてまずご説明させていただきます。道央廃棄物処理組合につきましては、北海道が設定いたしました広域化計画におきまして、十分ご存じだと思いますけれども、恵庭市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町が道央ブロックに設定されております。協議会を設立しまして協議を進めていったところでございます。しかし、恵庭市が単独でのごみ処理を

行うということで、平成 22 年 5 月に協議会を脱退しまして、平成 23 年 12 月の協議会において千歳市に参加を要請しまして、平成 24 年 5 月に千歳市が加入した状況になっております。その後検討を重ねまして、平成 25 年 11 月に開催した栗山町も入っている協議会の中で、廃棄物焼却施設の設置管理及び運営に関する共同処理することを目的とする組合を設立することを決定しております。栗山町は平成 25 年 11 月に開催した協議会の中で、平成 23 年度から炭化施設を稼働させておりますことから、独自に処理を行っていくということで、この組合に参加しないと表明致しまして、栗山町を除く 2 市 3 町で平成 26 年 2 月になりますけれども組合を設立しております。設立後、組合では、千歳市が参加する際の条件の一つであります、千歳市の現在の焼却施設の耐用年限である平成 35 年度までの使用を前提とするという条件がありますけれども、それに向けて新たな焼却施設の供用開始年度を平成 36 年度と設定いたしまして、開始に向けて先ほどご質問がありましたが、平成 26 年度には基本計画の策定と施設の建設候補地の 2 次選定までを行うこととしております。一方栗山町につきましては、その後、炭化施設の故障等によりましてごみ処理方法を見直すこととしまして、平成 26 年 12 月の栗山町の定例会におきまして、組合への加入促進に関する決議等を受けまして、組合の加入に向けた協議の申し入れは行っているところです。今現在ですけれども、組合では加入に係るメリット、デメリットを含めまして整理し、3 月末になるかと思っておりますけれども、構成団体と 1 回目の協議を行うことで考えております。以上のことから現在、栗山町の意向に関しまして、加入の有無も含め、協議を整えていない状況です。

それから 2 点目のご質問の回答でございます。先だつての鈴木委員の代表質問でもお答えしましたが、プラントメーカーに確認させていただいております。広域の基本計画において選定しております焼却方法のストーカ方式につきましては、まずピットで受け入れして、かくはんしたのち乾燥段でごみを十分に乾燥させ、そのあと燃焼段に移って燃焼、それから燃焼段で燃えなかったものを後燃焼という方式で行っているところです。焼却炉メーカーの話によりまして性能が向上していることもございまして、生ごみなど水分を含むごみを投入した場合でも、まず貯留ピットで水がある程度切られます。それから次の乾燥段で十分に乾燥されることから、先ほど板垣委員もおっしゃっていましたが、焼却する場合に助燃といわれているバーナーとかで補助燃料による焼却を行っていないということで、ランニングコストについては、入れた場合と入れない場合では、変わらないということでございます。それからイニシャルコストですけれども、一般的には水分の多いものが入りますと、先ほどいいました乾燥段という部分が若干大きくなる傾向にあると伺っております。しかしながら、生ごみを入れない場合につきましては、ごみ質にもよりますが、高カロリーということになりまして、高温度で燃焼することから、炉が傷みやすくなりまして、逆に炉を冷却するような設備、空冷や水冷といったものを設置しなければならないとお話を聞いております。いずれの場合にしましても、コストについて、占める割合などから考えますと、大きな差が出ないということでプラントメーカーから聞いております。以



上でございます。

**立崎委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

まず栗山町への対応ですけれども、この前の基本計画の概要でもうたっているのは、当面こういうことで進むということですね。ですから栗山町を絶対に排除するという形ではないと思うのですけれども、それは当然ですよ。そういう参加申し入れがあった後、あのような計画が出されたというのは非常に誤解を生みやすい状況ではないかと思います。計画の説明に当たっては当面そうだったのだと。栗山町が入っていない状態で計画を組んだので、あのようななったと。栗山町が入ることになれば、もちろん様子が変わってくるわけですから、その時点で再度の検討になるという説明であってしかるべきだと思います。そういう中で、例えば今、話がありましたように基本計画作成費用が 1 千万円掛かったのだから、このうちの何割かは無駄になりかねないわけですから、栗山町に負担をしてくださいということ逆を申し入れするのも、それほどおかしいことではないかと思いますが、ですから栗山町を受け入れる方向になるのが、ごく自然かと思いますが、そういうことで再度、計画を組み直すことが当然ではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。何度聞いてもわからないのですが、生ごみの建設費は多少乾燥段が大きくなる程度で、維持管理については大差ないということでしたが、全然それは違うのではないかと思います。専門的なのか、お伺いしますけれども、乾燥させても水は若干残るわけで、その水を一緒に燃焼段に送るわけですね。ですから結局、水も 800 度位まで、あるいはそれ以上まで熱せられると思うのですが、その水を加熱処理するために大体どの位のエネルギーがかかると思いますか。

**立崎委員長**

高橋課長。

**高橋環境課長**

まず 1 点目の栗山町のお話でございます。板垣委員がおっしゃいましたとおり、この間民生常任委員会で説明した基本計画の内容につきましては、計画の基本的な概要の部分をご説明いたしまして、栗山町がそういう状況であることを一切ご説明しなかったことについては説明不足だったと思います。ただ先ほども申し上げましたとおり、組合を作るときに栗山町では当面焼却施設のほうには入らないと。ただ焼却した後の施設を含めた部分の可能性があるということで、オブザーバーという形で加入をしておりますので、今、焼却施設の部分については入らないという意思表示のもと、組合としてはスケジュールを作り

まして、繰り返しになりますけれども、26 年度は基本計画を作り、用地の 2 次選定を行ってというタイムスケジュールを組んでおりますので、それが今目標としております 36 年度の供用開始に向けてのタイムスケジュールにしたがってということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。もちろん栗山町の加入につきましては板垣委員もご存じだと思いますが、設立されている組合に加入するにはそれぞれの構成自治体の協議も必要ですし、それぞれの構成自治体の議会の議決ということもございますので、繰り返しになりますけれども、今、私どもが伺っている情報といたしましては、12 月に栗山町で炭化施設の故障により組合に入りたいという申し出が組合にあったという形なものですから、詳細につきましては 3 月下旬に構成自治体の担当で構成する協議会を設けておりますので、その中で詳細について議論されるものと考えております。

3 点目の生ごみの水の関係ですが、資料を持ち合わせておりませんので、数字の部分がお答えできない状況でございます。

#### **立崎委員長**

板垣委員。

#### **板垣委員**

お答えできない状態ということで、影響はないという答えだけがどうして出てくるのかわからないです。単純に考えても、乾燥させるということですから、例えば 50 度なり 80 度、100 度でそれぞれ水は蒸発してくるわけですが、理科の授業でもよく習ったと思いますが、100 度で沸騰して蒸発していくことになると、20 度から 100 度にするまでに 80 カロリーですか、1 グラムあたり必要ですから。それから蒸発するにも 1 グラムあたり 539 カロリーが必要です。だから、さらに 800 度に持っていくことになると、水が 1 キロ入っていると 1539 キロカロリーも必要です。それだけのエネルギーが必要です。そのエネルギーをどうやって賄うかについては、助燃剤を使ったり、排気ガスの熱を利用して温めるなど、いろいろなことがあるわけですが、これだけ余分に温めるためのエネルギーが必要なわけですから、関係ないということにはならないです。ですからそういうことも含めて考えていただかないと、メーカー側がいうのもすべて信用するということではなくて、いろいろな条件を付けていっているはずですから、それを拡大解釈することはないようにしてもらいたいわけですが、全く今の時点ではお答えになっていないと思いますので、改めて総括質疑をいたしますのでよろしく願いいたします。終わります。

#### **立崎委員長**

武田委員

**武田委員**

2 項目についてお伺いいたします。まず予算書 113 ページの政策経費、事業一覧 1 ページですけれども、がん検診の推進事業についてお伺いいたします。この事業は市民のがん予防対策として各種検診を実施する事業であると理解をしていますが、平成 26 年度の予算額 4191 万 1 千円より平成 27 年度の予算額が 407 万 2 千円減額されています。そこで伺いいたしますけれども、予算額の減額はどのような理由なのかをお伺いいたします。

2 項目目ですけれども、予算書 119 ページ、政策経費事業一覧 26 ページの廃棄物対策関係の事業についてですが、この廃棄物の対策推進に対する事業は 9 つの事業内容で構成され、市民生活に直結した身近な事業が展開されています。平成 26 年度と平成 27 年度の予算を確認しますと、この予算もそうですが大幅な予算の増減事業が 4 つあります。そこで伺いいたしますけれども、まず 1 点目として、家電リサイクル事業が 69 万 4 千円予算増となっております。2 点目ですけれども、家庭ごみ適正処理推進事業が 1,326 万 6 千円、これも予算増でございます。3 点目として、生ごみ処理事業が 381 万 7 千円、これは予算が減額となっております。4 点目ですが、粗大ごみリユース事業が 100 万円予算増となっております。これらの事業内容は政策経費事業一覧で説明されておりますけれども、予算の増減はどのような内容なのかをお伺いいたします。以上よろしくお伺いいたします。

**立崎委員長**

上森主査。

**上森健康推進担当主査**

まずがん検診推進事業の減額の説明をさせていただきます。平成 26 年度はがん検診の無料クーポン事業を行っておりまして、これは過去 5 年間に 1 度も市による子宮がん、乳がんの検診を受診していない方に、無料クーポンを使っていなかった方に勧奨事業をすることでございます。それについて 26 年度は、そのうちの 21 年から 24 年分の 4 年間についてやっていたものが、来年 27 年度につきましては、残りの平成 25 年度分の勧奨になることによりまして、無料クーポンの対象人数が減ることによって予算が減ったものでございます。以上でございます。

**立崎委員長**

柴主査。

**柴廃棄物管理担当主査**

清掃対策費の中の予算の増減についてご説明いたします。まず 1 点目の家電リサイクル事業についてですが、予算の内容としましては、不法に投棄されました家電 4 品目を適正に処分するための手数料及び運搬に掛かる委託費となりますが、昨年の予算の範囲内で処

理し切れなかった家電 4 品目、現在も残っておりまして、それらも一緒に処理したいために、例年より処理台数を多く積算しているため、増額となっております。

次に 2 点目の家庭ごみ適正処理推進事業についてですが、昨年 11 月に施行されました資源ごみ等持ち去り防止条例に伴う管理指導のために、昨年 6 月の補正予算によりまして、非常勤職員 1 名を増員しております。平成 27 年度につきましては、任用を継続するために、当初予算から報酬や保険料などについて増額となっております。また指定ごみ袋の作成につきまして、在庫数の確保から作成枚数を増加している他、原油価格の高騰により単価が上がっておりますことから、指定ごみ袋作成業務の委託費が増額となっております、これらなどが主な増額理由となっております。

次に 3 点目の生ごみ処理事業についてですが、平成 26 年度と比較しまして減額となっている部分の内訳につきましては、処理に掛かる医薬材料費、燃料費、修繕費等、維持管理に掛かる経費の減少分が多く占められております。4 点目の粗大ごみリユース事業についてですが、本事業につきましては昨年 8 月から広葉交流センターにおいて実施しておりますが、展示する家具を修繕、清掃するためのリユース業務委託を昨年は 6 月から今年 3 月までの 10 カ月によりまして契約しております。平成 27 年度からは 4 月からの通年委託となりますことから、委託期間の拡大により増額となっております。以上でございます。

#### **立崎委員長**

武田委員

#### **武田委員**

1 点ずつ再質問をさせていただきたいのですが、まずがん検診の関係ですけれども、胃がん検診について再質問させていただきますけれども、決算報告書の胃がん検査の受診者数を確認しますと、これは 24 年度の受診者数ですけれども 1,507 人、25 年度の受診者数が 1,404 人と減少傾向にあります。国立がんセンターの調べでは、2014 年度において最も多いがん患者は胃がんの 13 万 700 人と報告書されております。そこでお伺いいたしますけれども、胃がん発病の 98% はピロリ菌が原因と言われており、胃がんを予防するために最も効果的な対応がピロリ菌の除菌であると言われております。このピロリ菌の検査費用は尿検査が 1 人 700 円、もし陽性の場合には呼気検査と除菌治療でさらに 1 万 2 千円の費用が掛かりますが、胃がん予防効果としては確実な方法という報告が出ております。このことから胃がんの予防策として、がん検診と並行してピロリ菌検査を実施してはと考えるのですが、この件についてどのように考えるか見解をお伺いいたします。

廃棄物対策関係の再質問でございますが、先ほども答弁されておりました、昨年 11 月に資源ごみの持ち去り防止条例が施行され、監視員が配置されている関係だと思っておりますが、資源ごみの持ち去りに対する予防効果が非常に大きいと思います。この条例施行後、市による資源ごみの収集量はどのように推移しているのかお伺いいたします。以上 2 点、よろ

しくお願いします。

**立崎委員長**

及川課長。

**及川健康推進課長**

ピロリ菌検査を胃がん検診と同時に実施してはどうかというご質問にお答えいたします。本市の胃がん検診は国のがん検診の指針で示されております検査方法によりまして、問診と胃部のエックス線検査を北海道対がん協会及び札幌複十字総合検診センターで実施しております。しかしながら現在、厚生省でがん検診のあり方に関する検討会がございまして、こちらで胃がんと乳がんの検査項目について現在検討中でございます。胃がん検診では、胃の内視鏡検査とヘリコバクターピロリ菌の抗体検査の導入について現在検討されている状況です。早ければ平成 28 年 4 月に指針の改正がされる予定と聞いておりますので、今後の国の動向と情報収集にあたってまいりたいと思っております。以上です。

**立崎委員長**

米村主査。

**米村廃棄物計画担当主査**

資源ごみ等持ち去り条例施行後の資源ごみの収集量の推移についてお答え申し上げます。平成 25 年度と 26 年度を比較しましたところ、資源ごみの収集量は全体で減少傾向にありますけれども、条例施行後の収集量につきましては、施行前と比較しまして収集量の減少幅が少なくなっております。また特に持ち去りの対象でありますアルミ缶の収集量に限りましては増加傾向にありますことから、条例の施行による効果、施行後の現場指導による防止効果は大きいものと考えております。以上でございます。

**立崎委員長**

大迫委員。

**大迫委員**

2 点についてお伺いいたします。ページ数はわからないのですがお願いいたします。小型家電の回収拠点で、市役所でも回収していますけれども、回収始めからどれだけの量が回収されて、いくらの財源となったのか教えていただきたいと思えます。

今、武田委員の質問がありましたが、資源ごみの持ち去り防止条例が施行された以降、あれだけいた持ち去り業者の、通報もなく見かけなくなったというお話を伺っていましたが、現在も持ち去りの業者の情報などが無いのか教えいただきたいと思えます。

**立崎委員長**

柴主査。

**柴廃棄物管理担当主査**

小型家電の回収実績についてご回答いたします。まず平成 25 年 12 月から小型家電回収を行っておりまして、平成 25 年度は 3590 キログラム、1 キロ当たり 1 円となりますので 3590 円の歳入となります。平成 26 年度は 12 月末現在の数字となりますが、9976 キログラムの回収量となっております。以上でございます。

**立崎委員長**

米村主査。

**米村廃棄物計画担当主査**

条例施行後の持ち去りの情報についてお答え申し上げます。11 月 1 日の施行後につきましては、従前こちらでも確認しておりました持ち去り業者は活動を止めたように把握しております。その後の情報ですけれども、西の里地区で女性が自転車で古着を持っていっているという情報がありまして、そちらにつきましては監視員が重点的にパトロールをしまして、直接注意している状況にあり、雪が降ってからの活動については確認できておりません。他に持ち去りの情報等は今現在、現場確認等も含めまして把握はしておりません。以上です。

**立崎委員長**

大迫委員。

**大迫委員**

ありがとうございます。自治会、町内会で許可された団体が資源を持ち帰って、月 1 回の日に出すことがあると思いますけれども、それが現在どれだけの団体が認可されているのか教えて下さい。

**立崎委員長**

米村主査。

**米村廃棄物計画担当主査**

11 月 1 日から許可に当たりましては、自治会、町内会での総会が本来必要ですけれども、11 月 1 日は総会の時期とずれておりましたので、会長の申し出により受けておりましたが、その件数は 12 件となっております。以上でございます。

**立崎委員長**

滝委員。

**滝委員**

2 項目について質問させていただきます。まず一つ目、121 ページ、家庭ごみ適正処理推進事業についてですけれども、第 4 回定例会で質問した中で答弁いただいた内容で確認させていただきたいのですが、まず一つ目、ごみの分別カレンダーの作成について考えていきたいということと、二つ目、普通ごみ袋の表記方法、資源ごみや生ごみを普通ごみに入れないで分別してもらうためのそういった表記方法について考えていきたいということ、そして普通ごみの組成分析調査の結果が今後出てくるかと思うのですが、こちらの結果によって分別が進んでいない地域、町内会に協力していただいて、ごみステーションの看板機能などを利用して回覧などでもお願いしていくという答弁をいただいていたのですが、これが今回の 27 年度予算の中でどのように反映されているのかお伺いいたします。

もう一つ、同じく 121 ページ、粗大ごみリユース事業ですけれども、こちら冬期間の展示品が減るということで、その対策として小型家電や古布などの資源ごみの回収ボックスの設置をしていきたいということ、パネルなどを利用してごみの分別を案内するような展示もしていきたいということをお聞きしたのですが、こちら 27 年度どのように取り組む予定なのかお伺いします。

**立崎委員長**

高橋環境課長。

**高橋環境課長**

滝委員のご質問にお答え申し上げます。1 点目のごみ分別カレンダーでございますけれども、目のつきやすさなど有効性については十分認識しておりますので、まずは自前での作成も含めて今検討しているところでございます。

それから 2 点目のごみ袋の表示の関係でございますけれども、新年度予算から発注するごみ袋にデザイン変更と言いますか、付け加えさせていただきますして、埋め立て処理されていることを明記するような形で検討を行っております。ただ年度内も含めまして、在庫等がございますので、新年度から作ったものが各家庭にすぐに届かないという状況になるかと思っておりますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っております。

3 点目の不適正排出の対応についてですが、先般、適正排出の報告をいただいている町内会との意見交換会におきましても、不適正排出の対応をお願いしたいと言われております。それで自治会、町内会の協力を得ながら、先ほどお答えしていますけれども、資源ごみの持ち去り防止の時に作りましたお知らせ機能の看板を掛けられるスペースがございますので、そういったものや、昨年 4 月からごみ通信を発行しておりますけれども、今のところ

月 1 回という形で発行できておりますので、それらを利用したり、パトロール員の活用などで周知を行っていきたいと思っております。

それから粗大ごみリユース事業で冬期間に展示ができない状況等についてですが、まず 27 年度におきましては、小型家電と古布の回収ボックスを広葉交流センターの展示広場の中にある空きスペースに設置する方向で準備を行っております。リユースによる減量効果等につきましては、これまでの販売状況なども含めまして、あそこは人が沢山集まる所ですので、そういった部分で PR ができるような方向で考えたいと思っております。

それから順番が前後しましたが、組成分析でございます。普通ごみに含まれる生ごみの調査は、委託事業によりまして平成 26 年 5 月、8 月、12 月、そして今年の 2 月に回収を実施して、現在分析を行っているところでして、地区別の状況や季節別の状況、そういったものの結果を踏まえまして、先ほどのお知らせ機能も含めまして、不適正排出の部分もそうですが、自治会、町内会のご協力などいただきながら周知を行って参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

**立崎委員長**

滝委員。

**滝委員**

ありがとうございます。一つひとつはすごく小さなことかもしれませんが、積み重ねだと思しますので、ぜひ、資源の有効活用と市民の分別意識の向上に向けて取り組んでいただきたいと思えます。終わります。

**立崎委員長**

暫時休憩します。

休 憩 14 時 15 分

再 開 14 時 18 分

**立崎委員長**

休憩を解き再開いたします。

質疑を続けます。

質問のある方。藤田委員。

**藤田委員**

それでは 4 点ほど簡潔にお聞きします。まず 113 ページ、予防接種推進事業。先ほど何人かから質問ありました。私は成人用肺炎球菌ワクチン、それから水痘ワクチン、これは



70 歳以上の 5 歳刻みの方にご案内がいったと思うのですが、テレビコマーシャルもあって随分関心が持たれているように聞いております。実際、今までの接種状況はどうか、まずお聞きしたいと思います。

それから同じページのがん検診推進事業。これは先ほどの武田委員からも予算の関係で聞いておりましたが、一つはこの無料クーポンの未利用者のコールリコール。これが実態として 26 年度はどのような推移で来ているのか。それから 27 年度の目標。最近よく聞く、これ毎年の話ですが、年が明けて市内の医療機関に予約しようと思ったら、もう埋まっているということで、そこで諦めたような声がよく聞かれるのですが、その実態は変わらないのか等々含めてお聞きをしたいと思います。

それから 115 ページ、火葬場管理経費。市長の市政執行方針等々にもありましたが、将来の火葬場の建設にあたって札幌市との広域の協議等々も視野に入れながら、26 年度は札幌市とどのような協議をしたのか、しなかったのか。27 年に関してはどのような計画また回数等を今のところ予定しているのかお聞きをします。

最後 121 ページ、粗大ごみリユース。いろいろ質問出ましたが、私は 1 点。まず 26 年度の家具等々の販売、大変応募者が多かったので、今まで競争倍率はどの程度の推移で来ているのか。それからもう一つは、年間を通してあそこに市民の方が見に行けるような品揃え、これに関してはいろいろな工夫や対策が必要ということで伺っておりましたが、27 年度の具体的な取り組みはどうかをお聞きします。

#### **立崎委員長**

上森主査。

#### **上森健康推進担当主査**

予防接種について説明させていただきます。水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種についてですが、平成 26 年 10 月から定期接種となったところがございます。今年度の受診率ですが、高齢者の肺炎球菌感染症については 1 月現在で 31.5%となっております。水痘については対象者が 1 歳から 3 歳になる前の 2 年間の間に 2 回接種するとなっておりますので、今現在の接種率を出すのは困難であることから、接種数としましては 379 回となっております。ちなみに 1 月末時点のということで参考ですが、1 歳、2 歳児の数としましては 708 人となっております。こちらにつきましては、誕生日が来ることによって対象となる人、また終わる人と出てきますので、とりあえず参考の数字ですが 708 人となっております。

続きまして子宮頸がん、それから乳がんのコールリコールの事業についてご説明させていただきます。今年度は平成 21 年度から 24 年度の間無料クーポンの対象者となっていたらっしゃった方で当時受診しなかった方を対象として勧奨のはがきを送付いたしまして、希望者に対して無料クーポンを送付するという事業を行っております。1 月末時点の受診率

は子宮頸がんが 8.3%、乳がんが 6.6%となっております。これにつきましては、今現在会社でお仕事をいらっしゃる方ですとか、送付対象となった方には転入してきた方もいらっしゃいますので、その辺については対象とならない方にも送っているということもありますので、全体としてはその数字になっております。コールリコールの課題としまして、年度末に駆け込み受診を希望する方が多くてとお話にありましたが、来年度はなるべく早く受診していただくように案内する文書等を考えまして、また受診率の向上につきましても、広報等を通じて早めに受診していただくようにしたいと考えております。以上でございます。

**立崎委員長**

高橋環境課長。

**高橋環境課長**

火葬場の広域連携の関係についてご説明申し上げます。火葬場の広域連携につきましては、私どもと政策調整課を窓口といたしまして、札幌市の企画部局、それから火葬担当部局と現在協議を行っているところでございます。平成 26 年度につきましては 4 回程度という形になっております。現在の状況といたしましては、まず本市の火葬の状況を札幌市にお示して、札幌市の受け入れが可能かどうか、また受け入れた場合の条件や課題などについて整理を行っているところでございます。以上でございます。

**立崎委員長**

柴主査。

**柴廃棄物管理担当主査**

粗大ごみリユースの関係で、これまでの販売状況等ご回答いたします。26 年 8 月から 1 月までのリユース家具販売台数が全部で 81 台となっております。これに対しまして、申し込み者の総数が 494 名でございました。単純な倍率としますと約 6.1 倍となっております。次に家具の少ない時期とリユース展示広場の活用についてですが、広報スペースとして活用するなどしまして、これまでの販売してきた家具の写真を展示したり、ごみ全般に関するお知らせをするなど、来られた方を飽きさせないような形で工夫してまいりたいと考えております。以上です。

**立崎委員長**

藤田議員。

**藤田委員**

2 回目質問します。まず成人用肺炎球菌ワクチンで 31%、これは北海道でも全国でもいいのですが、この 31%というのは比較する数値があるのか。多いのか少ないのか。どのように掴んでいるのか。私の周りでは、自分は節目でないけれどテレビを見て全額自費で払って受けたという方もおりますので、高齢者の方はこれについて関心が高いだろうと思うのですが、その辺もし比較するものがあればお聞きをします。それからがん検診、子宮頸がんが 8.3%、乳がんが 6.6%ということで、コールリコールした割には高くないなど、実感としまして。問題はいつも年が明けると駆け込みで受けたという人がいるけれども、市内の医療機関が少ないためにもう予約が埋まってしまっている、札幌に行くのもなかなか大変だという話があるので、何とかこの辺は工夫ができないものかと。一つは広報を使うとか、きたひろ.TV を使うとかいろいろな方法があります。もう一つは 4 月から健康推進課に特定健診が移ってくるということで、特定健診の受診率も上げなければいけない、がん検診の受診率も上げなければいけない、予防接種も上げなければいけないということで、市民に啓発する業務は健康推進課に全部来ますので、そのことも含めていろいろな PR 方法が考えられると思うので、その辺の進め方について何らかの考え方を持っているのであればお聞きしたいと思います。

それから火葬場に関しては、26 年に 4 回打ち合わせをして本市の状況を説明したということで、27 年度はそれより 1 歩踏み込んだ話し合いが行われるのか、それともまずお互いの現状分析程度で進んでいくのか、その辺の見通しをお聞きしておきます。

それから粗大ごみ、とにかく市民からするとせつかくあそこを作ったので 1 年中何かしらの物を展示して販売してくれるものだろうと期待が大きいわけですが。それからいくと、ある時期は全く品薄で無いというのは、何とかいろいろ工夫をして避けていただきたい。そういう意味で今後何か家具に代わるものを展示について、なにか考えているのか。

もう一つは以前も言いましたクリーンセンターの直接搬入ですね。これからちょうど 3 月、4 月の転入転出、進学、就職、こういうところで相当数家具が出てくると思うのですが、急ぐ方は直接の持ち込みが相当出るはずですが。それからいくとその辺、クリーンセンターはいわゆる委託業者がやっているのでも市直接ではないのですが、その辺の協議はどうなっているのか。またそういう話し合いがつくのかつかないのか、お聞きします。

**立崎委員長**

及川課長。

**及川健康推進課長**

まず 1 点目、水痘及び高齢者肺炎球菌ワクチンの全国的なデータ等が出ていないかというご質問ですが、昨年 10 月からのスタートをしたこともございまして、公表されているようなデータはまだ出ていない状況でございます。

それから 2 点目、がん検診の受診率の向上対策で今後考えらえることという部分ですが、一応市としましては、これまでバス検診で年に 3 回、27 年度は 6 月、12 月、2 月に対がん協会に送迎バス検診を予定しております。このバス検診の中で、コールリコールのクーポン券の受診者の方もこれに乗っていただくという部分は全然問題ありませんので、そういった方法がまず 1 点あるのかなと考えております。また他の向上率の対策ということで、無料クーポン券を送付するときにリーフレットを同封したり、早期受診に向けたご案内を同封して受診を促すことを考えております。以上でございます。

#### 立崎委員長

高橋課長。

#### 高橋環境課長

再質問にお答え申し上げます。まず 1 点目の火葬場の件でございますが、26 年度に引き続き 27 年度も精力的に打ち合わせを行ってまいりたいと考えております。先ほどもご答弁申し上げましたが、受け入れた場合における条件や課題ということで、例えば札幌市とうちの場合、料金の違いなどもございますし、そういった部分をどうするのかとか細かい点もございますので、それも含めながら、まず受け入れできるかどうかの大前提がございますけれども、協議を進めさせていただきたいと思っております。

それから 2 点目の粗大ごみのリユースの関係でございますけれども、今、受託していただいているシルバー人材センターで家具以外の部分でできるものがないかということで、新年度に入ってしまうかもしれませんが、実際に作業をされる方を含めて、他のまちの行っているものなどを確認することを今、考えております。その中でできる範囲のものを拡大していくことで考えておりますので、新年度すぐということにはならないかもしれませんが、品目は可能な限り拡大していきたいと考えております。

それからクリーンセンターでの受け入れでございますけれども、これも委託料の予算が伴うことでございますので、今まさに、これからその受託業者とどういった手法でできるのかも含めて協議を進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

#### 立崎委員長

藤田委員

#### 藤田委員

最後に 1 点だけ。これは提案になりますが、もし課長が答えづらかったら部長に答えていただきたいのですが、がん検診等々になりますと、年が明けてから皆さん慌てて何とか行きたいと思うので、せっかく来たのだから無駄にしたくないということで、そのときには既に市内の医療機関は予約で埋まっている、なかなか足がないから、いろいろなことで

諦めてしまうという繰り返しです。それからいけば、札幌までいくとなれば対がん協会か結核予防協会ですか、あそこは送迎の専用バスを持っていますけれど、市町村の割り当ては年間で決まっているわけですから、なかなか年明けてから北広島だけ何台か回してくださいという話にならないと思うので、受診率を上げるということからいけば、例えば市で持っている福祉バスを冬期間、運行の少ない時期に特例として使うとか、バスの所管も保健福祉部ですから、受診率を上げるためにはお金を掛けなくてもできるような工夫など考えられるのではないかと思いますので、これに対して、もしお答えがいただけるのであればお聞きしたいと思います。

**立崎委員長**

木下部長。

**木下保健福祉部長**

大変いい発想をいただきましてありがとうございます。私どももその点には気づきませんでしたけれども、そういう創意工夫を是非凝らして、受診率を上げていきたいと思っております。以上です。

**立崎委員長**

質問ある方。川崎委員。

**川崎委員**

1点だけお願いします。確認ですが、太陽光発電システムの支援事業についてお伺いをしたいと思います。この支援事業ですが、何年か続いていますので、今の時点でもう1回確認させていただきたいのですが、この補助のタイミングというか、お金を相手先に交付するというのか、その時点のいつの時点でやるのか。例えばやりますよという申請でやるのか、それともでき上がりましたよというところでやるのか、それとも電力会社ときちんと繋いで効果が表れていますよという時点でやるのか。その辺について確認したい。それから、この申請は本人確認をされて本人が届け出をするのか、それとも代理として業者がやれるのか。これについてもお聞きしたい。それから国のこういった補助事業は必ず付録が付いていて、何年間データを下さいねとかそういう報告義務を課して、その規定の年月、間違いなくこれをやった、効果が現れているという裏付けを取るけれども、その部分についてやっているかどうか確認したいと思います。

**立崎委員長**

阿部主査。

### 阿部環境政策担当主査

今の太陽光発電システムの件についてお答えいたします。まず 1 点目の補助金の交付のタイミングですけれども、実際に補助金の支払いをするタイミングにつきましては、完全に工事が終わりました完了報告をいただきます。報告をいただいてから当市でも実際に太陽光発電システムが設置されているかどうかを現地に確認に行きまして、その確認をしてから請求書をいただいて支払いさせていただくことで行っております。

続きまして 2 点目の申請につきましては、委任状をいただいて、業者が手続きの代行をすることも可能となっております。

それから 3 点目の設置をした後に効果を確認しているかどうかというところですが、こちらは設置後に 1 年間の稼働状況報告書というものをいただいておまして、実際に発電システムでどのくらい発電をしているか、それから電力会社にどのくらい売っているか、逆に電力会社からどれくらい買っているか、1 年分の報告をいただいております。以上でございます。

### 立崎委員長

川崎委員。

### 川崎委員

その部分については大変いい状況だと思うのですが、今まではそういう状況で良かったのだろうと思うのですが、皆さんご存じのようにメガソーラーなどを作ってしまったけれども電力会社を買ってくれないという状況があって、それはなぜかという、事前に電力会社との協議が全くされていないで、業者にだまされたと言ったらおかしいですけれども、業者自体もそういうことを知らずにものを作ってしまった。できたから繋いでくれということにはならないですね。今、太陽光もどんどん普及していきます。今は一般住宅については、小規模についてはそういうことはないですけれども、将来は必ずそういう時代が来ると私は思っています。例えば 1 カ所に集中して、太陽光が、簡単に言いますと、1 つの電柱の 1 つのトランスにすべてその地域の太陽光が繋がってしまうということが現実にかかるような状態になったときに、電力系に大変な問題が起きるといってはもうはっきりしている。これは何かというと、高調波というものがあって、高調波というのは皆さんご存じの、山がこう行ったり来たりする 1 サイクルの中に別な、例えば第 7 高調波というと、7 つの山が繋がってできるような、いわゆる電力の周波数の中にバグが生じるようなことが、今インバーターで直流を交流に変換しているのだけど、そういうことをやると必ず高調波の発生が起きる。大きなビルでは進相コンデンサーを付けて、コンデンサーというのは一時的に電気を蓄えたり、その辺をクリアにしていくシステムだけれども、今の小さな太陽光については全くされていないので、一ヶ所に集中するとそういうことが必ず起きる。何が起こるかということ、例えばコイル系にいたずらをする、熱を持たせる。だからこの頃う

ちのテレビやラジオが壊れるねとか、壊れるのが早いねとか、そういうことが起きるので問題に必ずなってくると思うのです。その時に電力会社が系統連携しませんと言ったものに対して補助金を与えるというのは、おかしくなってくる。その部分についてこれから検討していかなければならない。だからできれば連携をして電気を繋ぎましたよ、電力会社が間違いなく繋いでくれました、このとき電力会社はすべて状況を、これはもう数学で計算すれば出ることなので、それを受け入れれば、それはオッケーだと。その時点で補助するように変えていかないと、実はでき上がったけれども使い物にならない、使い物にならないものに対して補助することになってくるので、その辺について新たなそういう条件づけを必要とするので、その辺について検討していただきたい。そういうことです。

**立崎委員長**

阿部主査。

**阿部環境政策担当主査**

ただいまの連携の関係ですけれども、たしかに川崎委員がおっしゃるとおり、昨年から電力会社も受け入れ拒否をするなど報道でも出ております。国でも例えば発送電分離とか、いろいろ対策を打つということも出てはおりますけれども、たしかにおっしゃるとおり将来的には不安な部分がございます。先ほど私の説明不足だったのですが、今回の設置完了報告の時に北電との電力需給契約書の写しも付けるようにしていただいておりますので、今のところはその点は心配ないかと思っておりますけれども、将来的に何かそういう部分が出てきたときには、対応を検討したいと考えております。以上でございます。

**立崎委員長**

よろしいですか。他にご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

**立崎委員長**

以上で衛生費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 時 05 分

再 開 15 時 15 分

**立崎委員長**

休憩を解き再開いたします。

次に一般会計の質疑を一旦中断し、霊園事業特別会計予算の質疑を行います。

野村委員。

#### 野村委員

それでは私から 1 点だけ、合葬墓のことにに関して質問させていただきます。一応別紙の政策経費事業一覧の 25 ページの一般管理費の霊園会計予算書 81 ページのところですね。ここで 1695 万 6000 円ということで新規の事業費が上げられております。それでも皆さんご存じのようにうちの会派で一応視察研修をして、そしてその後 4 年経ちましたが、市長のマニフェストにも入れていただいて今回実現するわけでございます。その関係で問い合わせが沢山来まして、その点に関して質問したいと思います。質問しますけれども、まずいつ完成するのか。何か秋口というようなお話を聞いていますけれどもいつ完成するのか。また完成の前から公募しないと、仮に秋ですと雪が降ってすぐ受け入れできなくなってしまうので早めにした方がいいと思いますけれども、いつから受け入れをするのかということと、あとどのぐらいのお骨を入れることが可能なのかということ、さらに市民が一番関心を持っているのは、料金はいくら掛かるのかということですが、その点についてお答え願います。

#### 立崎委員長

志村主査。

#### 志村衛生・霊園担当主査

ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。まず昨年 12 月 16 日に民生常任委員会でご報告させていただきました日程等と今のところ予定は変わってはございません。最初にお話ありました、いつ完成かという部分につきましては、手前どもとしては工事を何とか 8 月までに終わっていたき、秋には完成というスタイルで考えております。またその募集等の日程につきましても、以前お示ししましたスケジュールのとおり、8 月には広報、市ホームページで募集等の案内を開始したいと考えております。あとどのぐらいの収容数かということですが、こちらにつきましても以前のとおり 2000 体の、2000 柱といえますか、方々を収容できる予定で準備をしております。また料金につきましても、前回お話申し上げましたとおり具体的な金額というのはまだ、今後の第 2 回定例会等でご審議いただくという形で準備しておりますので何とも言えませんけれども、先進事例を参考にしますと、まず整備に掛かったすべての経費を収容予定数で割り返すという計算式がどこの市町村もとられているようですので、その辺を参考に使用料、管理料等を定めていきたいと。また管理料につきましては、今、一般墓地の管理料の公式がございますので、それに当てはめて収容数で割り返す等の部分を今のところ検討している最中でございます。具体的な金額につきましては未定となっておりますが、そういう形で進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。



**立崎委員長**

野村委員。

**野村委員**

それでは再質問させていただきますけれども、一応 8 月には大体完成ということで、それで 8 月から公募しますということ。そして 2000 体ということと、料金はこれからだということですね。それで私も何回か質問しましたが、実は長沼の合葬墓の事例を挙げて、長沼では 5 万円ということだったんですね。そして北広島に関しては一応早くやるとか、あるいは経費を節減するというので、慰霊塔という今まであるものを利用してという、これも非常にいい案だなと思って。だから当然そういう意味では長沼の 5 万円よりは安く済むのではないかと想定されるわけです、私の考えでは。だから一般の人にはそういう、そのぐらいの値段はいかないのではないかというお話を私は一般的にしていますけれども。そのぐらいのイメージでよろしいのかということと、あと 8 月で完成するのであれば、できる限り早めに募集をした方がいいと思います。8 月といっても、8 月から募集とか、8 月 1 日なのか 8 月 31 日なのかで当然違いますけれども、8 月に完成するということがある程度工事していけばわかると思うんですね。だからその部分に関しては、ひと月前なのかふた月前なのかわからないけれども、なるべく早めにすることによって、雪が降ったりするとまた次の 1 年遅れるわけだから、そういうことを考えていただきたいなど。だから金銭的なイメージの部分と少しでも早めに募集したらどうかということに対してお答え下さい。

**立崎委員長**

高橋課長。

**高橋環境課長**

それでは再質問についてお答えさせていただきます。金銭的な部分につきましては、野村委員がおっしゃるとおり、長沼町よりは安くなるものと考えております。それから 8 月の部分でございますけれども、私ども工事は直接ではないので明らかに 8 月までということでお答えはできないのですが、建設部にはできる限り早期にお願いをしたいとまず申し伝えたいのと、実際問題といたしまして、先ほどの料金の話も含めてですが、今回の合葬墓の部分につきましては、既存の霊園の条例を改正させていただいて、それに基づいて合葬墓の料金の設定と、管理料は既存の霊園の管理料の中に改正を入れるという形で考えております。それで議会等には次の第 2 回定例会になろうかと思っておりますけれども、その中で条例改正ということでご審議をいただくような流れになりますので、それで金額等が決まりましたら募集の時期が進むのかなと思っておりますので、議会の日程等でございますけれども、できる限り早く行いたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

**野村委員**

最後に少しお話ししますが、実は 4 年越しでこれが完成するわけです。その間に恵庭市、千歳市は、はじめ合葬墓入ってなかったんですけどね。でも合葬墓はもう完成してしまうわけです。それで私は何を言いたいかというと、せっかく良い案で市長にも公約を入れて、そしてやると決めているなら、やはり 1 年でも半年でも早くやった方がいいです。というのは、シティセールスでうちはやっていますでしょ。今回やったら恐らく北広島版には載りますよ。だけれどもシティセールスというのはそれが道央版に載るか、全道版に載るか、全国版に載るかの勝負ですよ。それで北広島はこういう先進的なことに取り組んでいるぞということがみそなのだから、やると決まっているなら、やはりその後からやると言ったところに抜かされるのでは困ります。その点についてもう終わった話ですけど、でも今後に関してはそういったことを是非とも考えていただきたいと申し付けて質問を終わります。

**立崎委員長**

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

**立崎委員長**

以上で霊園事業特別会計予算の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。本日はこれにて延会といたします。ご苦労様でした。

午後 3 時 50 分 終了

**委 員 長**